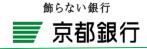
精華町における 統計・行政情報等のオープンデータ化に向けた検討

最終報告書

平成30年3月29日株式会社京都銀行



目次

まじめに	2頁		
I . オープンデータとは	3頁	Ⅲ. 地方公共団体における取組事例	34頁
1.オープンデータの定義	4頁	1.地方公共団体における先行的取組事例	35頁
2. オープンデータの意義	4頁	2. 京都府内での取組事例	37頁
3. オープンデータに関する基本的ルール	5頁	3.近隣自治体における取組事例 4.地方公共団体データベースサイト一覧	40頁 41頁
Ⅱ.オープンデータ戦略の推進	7頁		
1.政府における取組み経過	8頁	IV. 自治体アンケート調査結果	51頁
2. IT総合戦略本部における取組み	9頁	1.調査結果	52頁
3. 世界最先端IT国家創造宣言	12頁	2.まとめ	58頁
4. 電子自治体の取組みを加速するための10の 指針	21頁	V. 民間団体における取組事例	59頁
5. 地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン	22頁	A : TOIDITALL/C020\ QAYNT - 1\.	335
6. 官民データ活用推進基本法	24頁	VI.精華町におけるこれまでの取組み	62頁
7.世界最先端IT国家創造宣言・官民データ 活用推進基本計画	29頁		
8.オープンデータ基本指針	30頁	VII. 精華町におけるオープンデータ化の進め方について	65頁
9. オープンデータ100	31頁		
10.オープンデータ取組済自治体資料	31頁	Ⅷ. 京都RESAS事業との連携について	76頁
11.まとめ	32頁	IX.まとめ	90頁

はじめに

業務の目的

ここでは、オープンデータの定義、政府や各地方公共団体の動向を踏まえつつ、京都府の施策である「京都RESAS事業」 との連携を想定した、精華町における統計・行政情報等のオープンデータ化に向けた検討を行います。

検討の背景

2012年に政府は公共データの利用促進のための基本戦略として「電子行政オープンデータ戦略」を公表しました。2013年には「世界最先端IT国家創造宣言」を閣議決定し、国と地方が一体となったオープンデータ推進の取組みがスタートしました。 2013年6月に公表された「日本再興戦略」でも、IT戦略の一つとして「公共データの民間開放」が掲げられるなどオープンデータ 戦略の推進は経済成長に向けた取組みとしても位置付けられております。

2014年3月に総務省が公表した「電子自治体の取り組みを加速するための10の指針」では、地方公共団体が国のオープンデータ戦略等と十分に連携を図り、ニーズの高いデータについて精査を行い、部局間情報連携・情報公開体制の充実を図ることが掲げられました。

2016年12月に施行された「官民データ活用推進基本法」では、オープンデータをはじめて法律として位置づけたほか、市町村による「市町村官民データ活用推進計画」の策定(努力義務)についても盛り込まれました。2017年5月に公表された「オープンデータ基本指針」では、オープンデータの定義づけがなされたほか、今後、国・地方公共団体・事業者が公共データの公開及び活用に取組む上での基本指針がまとめられております。

現在、京都府では、国が提供するRESAS(地域経済分析システム)や京都市等が持つデータとも連携させながら、府の統計データ等のオープンデータ化を進めるとともに、データを活用した地域課題解決の実現を目指し、京都府オープンデータポータルサイト「KYOTO DATA STORE」(京都データストア)の構築をはじめとする「京都RESAS事業」に取組んでおります。

I .オープンデータとは

I.オープンデータとは

1.オープンデータの定義

オープンデータとは、国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用(加工、編集、再配布等)できるよう、以下のいずれにも該当する形で公開されたデータであると定義されている。

- ①営利目的、非営利目的を問わず二次利用が可能なルールが適用されたもの
- ②機械判読に適したもの
- ③無償で利用できるもの

2.オープンデータの意義

公共データの二次利用可能な形での公開とその活用を促進する意義・目的は、次のとおりである。自治体においてオープンデータに取組むにあたっては、以下の意義に加えて、公共データの公開と利活用により地域の課題を解決するという視点も重要となる。

(1) 国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化

広範な主体による公共データの活用が進展することで、創意工夫を活かした多様なサービスの迅速かつ効率的な提供、官民の協働による公共サービスの提供や改善が実現し、ニーズや価値観の多様化、技術革新等の環境変化への適切な対応とともに、厳しい財政状況、急速な少子高齢化の進展等の我が国が直面する諸課題の解決に貢献することができる。また、ベンチャー企業等による多様な新サービスやビジネスの創出、企業活動の効率化等が促され、我が国全体の経済活性化にもつながる。

(2) 行政の高度化・効率化

国や地方公共団体においてデータ活用により得られた情報を根拠として政策や施策の企画及び立案が行われることで(EBPM: Evidence Based Policy Making)、効果的かつ効率的な行政の推進につながる。

(3) 透明性・信頼性の向上

政策立案等に用いられた公共データが公開されることで、国民は政策等に関して十分な分析、判断を行うことが可能になり、行政の透明性、行政に対する国民の信頼が高まる。

出所:首相官邸HP[IT総合戦略本部]-[オープンデータ基本指針]を元に作成

I.オープンデータとは

3.オープンデータに関する基本的ルール

(1) オープンデータとして公開するデータの範囲

公共データは国民共有の財産であるとの認識に立ち、政策(法令、予算を含む)の企画・立案の根拠となったデータを含め、各府省庁が保有するデータはすべてオープンデータとして公開することを原則とする。

なお、①個人情報が含まれるもの、②国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの、③法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等、公開することが適当ではない情報に対して公開の要望があった場合は、オープンデータとして公開できない理由を公開することを原則とする。

また、①~③等の理由により現時点ではオープンデータとして公開することが適当ではない情報であっても、支障のあるデータ項目を除いて公開すること、限定的な関係者間での共有を図る「限定公開」といった手法を積極的に活用することで、将来的にオープンデータとする可能性を拓くといったことも推奨される。

(2) 公開データの二次利用に関するルール

各府省庁のウェブサイト上で公開されるデータについては、原則、政府標準利用規約を適用し、具体的かつ合理的な根拠により二次利用が認められないものを除き、公開データの二次利用を積極的に促進する。

(3) 公開環境

各府省庁は、ウェブサイトで容易に検索・利用できる形でデータを公開する。特にニーズが高いと想定されるデータについては、利用者の利便性に加え、システムの負荷及び効率性の観点から、一括ダウンロードを可能とする仕組みの導入や、APIを通じた提供を推進する。

更に、政府のオープンデータ全体の横断的検索を可能とし、データの活用を促進するため、標準に沿ってデータの概要及び形式等のメタ情報を 政府のデータカタログサイト「DATA.GO.JP」に登録し、公開する。

出所:首相官邸HP「IT総合戦略本部」-「オープンデータ基本指針」を元に作成

I.オープンデータとは

(4)公開データの形式等

公開するデータについては、機械判読に適した構造及びデータ形式で掲載することを原則とする。共通語彙基盤等やオープンデータの達成度の評価指標として用いられている「5つ星」の指標を参考に、より活用がしやすい用語や形式での公開に努める。

なお、国民への情報公開の観点から、人が読むという従来からの利用形態に適したデータ形式での公開も継続するが、この場合であってもテキスト検索や抽出ができることが必要である。

IT総合戦略室は、関係府省庁と連携し、データ構造やデータ形式の標準化を引き続き推進する。また、法人情報を含むデータについては、法人番号を付記する。

(5)公開済みデータの更新

データの迅速な公開やその鮮度の維持が重要なデータについては、可能な限り迅速に公開するとともに適時適切な更新を行う。また、データ更新の周期等を明示し、利用者が予め更新の時期を把握できるようにしていく。

出所:首相官邸 H P 「 I T総合戦略本部」 - 「オープンデータ基本指針」を元に作成

■ II.オープンデータ戦略の推進

1.政府における取組み経過

政府におけるオープンデータ関連戦略の経過は、以下のとおりである。

平成24年7月

電子行政オープンデータ戦略(IT総合戦略本部決定)

◎公共データの活用促進に集中的に取り組むための基本戦略

【主な内容】

- ・基本的な方向性(機械判読可能な形式での公開、取り組み可能なものから着手等)
- ・具体的な施策(実証実験の実施、公共データ活用のための環境整備)
- ・推進体制の整備(電子行政オープンデータ実務者会議)

平成24年12月~

IT総合戦略本部 「電子行政オープンデータ実務者会議」

主査: 村井純(慶應義塾大学 環境情報学部教授)

◎オープンデータ技術に係る検討(データWG)

◎オープンデータの利用ルール、普及方策に係る検討(ルール・普及WG)

【平成24年度の検討成果】

- ・電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ(平成25年6月14日 IT総合戦略本部決定)
- ・二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方(ガイドライン)(平成25年6月25日 各府省CIO連絡会議決定)

平成25年6月

世界最先端IT国家創造宣言(閣議決定)

日本再興戦略-JAPAN is BACK-(閣議決定)

- ◎2014年度(平成26年度)及び2015年度(平成27年度)の2年間を集中取組期間と位置づけ
- ◎データカタログサイト(試行版)の立ち上げ
- ◎2015年度(平成27年度)中に世界最高水準の公開内容(データセット1万以上)を実現 等

出所:総務省HP「オープンデータ戦略の推進」-「政府全体の取組」を元に作成

2.IT総合戦略本部における取組み

●電子行政オープンデータ戦略

IT総合戦略本部において、2012年7月4日に、以下の4項目を基本原則とする「電子行政オープンデータ戦略」がとりまとめられた。

- (1) 政府自ら積極的に公共データを公開すること
- (2)機械判読可能な形式で公開すること
- (3) 営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること
- (4) 取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を確実に蓄積していくこと

取組対象とする公共データは、政府が保有するデータ(安全保障に関する情報等公開に適さない情報を除く)について率先して取組みを推進し、独立行政法人、地方自治体、公益企業等の取組みに波及させていくものとされた。

併せて、東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急時に有用と考えられる公共データについては早期に取組みを進めておくことが重要としている。

※電子行政オープンデータ戦略の概要については【図1】参照

■ I T総合戦略本部「電子行政オープンデータ実務者会議 |

上記戦略に基づく具体的施策を検討するため、IT総合戦略本部の下に、「電子行政オープンデータ実務者会議」が設置され、以下の基本的な事項の検討が進められている。

- (1) 公共データ活用のために必要なルール等の整備
- (2) データカタログの整備
- (3) データ形式・構造等の標準化の推進等
- ※電子行政オープンデータ実務者会議の体制については【図2】参照

出所:総務省HP「オープンデータ戦略の推進」-「政府全体の取組」を元に作成

【図1】電子行政オープンデータ戦略の概要

IT総合戦略本部は、平成24年7月4日に、公共データの活用促進に集中的に取り組むための戦略として、「電子行政オープンデータ戦略」を策定。

◆ 戦略の意義・目的

- ① 透明性・信頼性向上 → 行政の透明性の向上、行政への国民からの信頼性の向上
- ② 国民参加・官民協働推進 → 創意工夫を活かした公共サービスの迅速かつ効率的な提供、ニーズや価値観の多様化等への対応
- ③ 経済活性化・行政効率化 → 我が国全体の経済活性化、国・地方公共団体の業務効率化、高度化

◆ 基本的な方向性

【基本原則】① 政府自ら積極的に公共データを公開すること

- ② 機械判読可能な形式で公開すること
- ③ 営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること
- (4) 取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を確実に蓄積していくこと

◆ 具体的な施策

【平成24年度】以下の施策を速やかに着手

- 1 公共データ活用の推進 (公共データの活用について、民間と連携し、実証事業等を実施) 《内閣官房、総務省、経済産業省》 ①公共データ活用ニーズの把握 ②データ提供方法等の整理 ③民間サービスの開発
- 2 公共データ活用のための環境整備 (実証事業等の成果を踏まえつつ、公共データ活用のための環境整備) 《内閣官房、関係府省》 ①必要なルール等の整備(著作権の取扱いルール等) ②データカタログの整備 ③データ形式・構造等の標準化の推進等 ④提供機関支援等についての検討

【平成25年度以降】ロードマップに基づき、各種施策の継続、展開 《内閣官房、関係府省》

◆ 推進体制等

【推進体制・制度整備】オープンデータを推進するための体制として、速やかに、<u>官民による実務者会議(電子行政オープンデータ実務者会議)</u>を 設置(平成24年12月~) 《内閣官房、総務省、経済産業省、関係府省》

- ①公共データ活用のための環境整備等基本的な事項の検討
- ②今後実施すべき施策の検討及びロードマップの策定 ③各種施策のレビュー及びフォローアップ 《内閣官房、総務省》

【電子的提供指針】フォローアップの仕組みを導入し、「具体的な施策」の成果やユーザーの要望等を踏まえ、提供する情報の範囲や内容、提供方法を見直し

出所:総務省HP「オープンデータ戦略の推進」-「政府全体の取組」(出典)首相官邸ホームページ

【図2】電子行政オープンデータ実務者会議の体制

電子行政オープンデータ実務者会議						
<有識者> 尾羽沢 功川島 宗羽沢 功川島 博 川本塚 田川 越田川 長子 ○村井 ○横溝 陽一 渡辺 智暁	インフォアジャパン株式会社 代表取締役社長 佐賀県特別顧問、株式会社公共イノベーション代表取締役 株式会社日立コンサルティング テクニカルディレクター 東京大学大学院 情報学環 教授 国立情報学研究所 教授 横浜市 政策局担当理事 慶應義塾大学 環境情報学部長 株式会社リガク 取締役専務執行役員 営業本部本部長 国際大学GLOCOM 主任研究員/准教授	<関係府省>	内閣府 警察原庁 復務務務省 終務務省 財務部科学省 文厚生労働省	農林水產省 経済産業省 国土交通省 国土地理院 環境省 内閣官房 ※文化庁 ※国立国会図書館		
◎は主査、○	は主査代理			※はオブザーバー		

<主な検討課題>

データ形式・構造の標準化、データカタ□グ等

<有識者>

植原 啓介 慶應義塾大学 環境情報学部 准教授

大向 一輝 国立情報学研究所 准教授

〇小池 博 株式会社日立コンサルティング テクニカルディレクター

◎越塚 登 東京大学大学院 情報学環 教授

坂下 哲也 一般財団法人日本情報経済社会推進協会

電子情報利活用研究部 部長

平田 明弘 SAS Institute Japan株式会社 ソリューションコンサルティング

第二本部 ビジネスソリューショングループ 担当部長

村上 文洋 株式会社三菱総合研究所 公共ソリューション本部 主席研究員

<関係府省>

内閣府、警察庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、国土地理院、気象庁、 環境省、内閣官房、※国立国会図書館

◎はワーキンググループ主査、○はワーキンググループ主査代理、※はオブザーバー

ルール·普及WG

<主な検討課題>

公共データ活用のために必要なルール等、提供機関支援、周知・普及等

<有識者>

井上 由里子 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授

◎川島 宏一 佐賀県特別顧問、株式会社公共イノベーション代表取締役

川野 毅 アクセンチュア株式会社 公共サービス・医療健康本部

シニア・マネジャー

ジオリバブリック 代表社員/CEO 関 治之

竹井 淳

インテル株式会社 執行役員 技術政策推進本部本部長 畠 良

ヤフー株式会社 社長室 コーポレート政策企画本部 政策企画室

総合企画 主幹

弁護士 森 亮二

○渡辺 智暁 国際大学GLOCOM 主任研究員/准教授

<関係府省>

内閣府、警察庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、

文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、国土地理院、

環境省、内閣官房、※国立国会図書館

◎はワーキンググループ主査、○はワーキンググループ主査代理 、※はオブザーバー

出所:総務省HP「オープンデータ戦略の推進」-「政府全体の取組」(出典)オープンデータ流通推進コンソーシアム第3回利活 用・普及委員会 資料3 (内閣官房提出資料) を改変

3.世界最先端IT国家創造宣言(2013年6月14日)

日本経済の再生に向けた「民間投資を喚起する成長戦略」として、2013年6月に「日本再興戦略 – JAPAN is BACK」が閣議決定された。

同戦略においては、成長実現に向けた具体的な取組みとして、「日本産業再興プラン」、「戦略市場創造プラン」、「国際展開戦略」の3つのアクションプランが策定され、「日本産業再興プラン」において「世界最高水準のIT社会の実現」が盛り込まれた。

この世界最高水準のIT社会の実現に向け、同戦略の公表と同日付で「世界最先端IT国家創造宣言」が公表され、革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会を実現すべき姿として、「オープンデータ・ビッグデータの活用の推進」が目標として掲げられた。

※世界最先端IT国家創造宣言の概要については【図3-1】【図3-2】参照

公共データのオープンデータ化の推進に関する主な内容は以下のとおりである。

- (1) 電子行政オープンデータ戦略に基づくロードマップの策定・公表 【図4】参照
- (2) 2013年度から公共データの自由な二次利用を認める利用ルールの見直しを行うとともに、機械判読に適した国際標準データ形式での公開を拡大 【図5】【図6-1】【図6-2】参照
- (3) 各府省が公開する公共データの横断的検索等を可能とするデータカタログサイトについて2013年度中に試行版を立ち上げ、2014年度から本格運用を実施 【図7-1】【図7-2】参照

その後、2014年から2016年にかけ改定が重ねられ、2017年5月には、「官民データ活用推進基本法」(2016年12月施行)で規定された「官民データ活用推進基本計画」と一体化され、「世界最先端 I T国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が策定された。

出所:総務省 H P 「オープンデータ戦略の推進」 - 「政府全体の取組」を元に作成

【図3-1】世界最先端IT国家創造宣言(抄)(2013年6月14日閣議決定)

世界最先端 I T国家創造宣言(抄)(平成25年6月14日閣議決定)

Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

- 1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現
- (1)オープンデータ・ビッグデータの活用の推進

行政が保有する地理空間情報(G空間情報)、防災・減災情報、調達情報、統計情報等の公共データや、企業が保有する顧客情報、個人のライフログ情報等、社会や市場に存在する多種多量の情報、いわゆる「ビッグデータ」を相互に結び付け、活用することにより、例えば、環境、教育、交通等の多様なデータを集約・整理してその地域の状況を分かりやすく示す不動産情報提供、多種大量のデータから顧客のニーズに応じたデータを自動的に抽出するプログラム開発などの新ビジネスや官民協働の新サービスが創出され、企業活動、消費者行動や社会生活にもイノベーションが創出される社会を実現する。

このため、公共データの民間開放(オープンデータ)を推進するとともに、ビッグデータを活用した新事業・新サービスの創出を促進する上で利用価値が高いと期待されている「パーソナルデータ」の利用を促進するための環境整備等を図る。

① 公共データの民間開放(オープンデータ)の推進

公共データについては、オープン化を原則とする発想の転換を行い、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開する。

このため、速やかに電子行政オープンデータ戦略に基づくロードマップを策定・公表するほか、2013年度から、公共データの自由な二次利用を認める利用ルールの見直しを行うとともに、機械判読に適した国際標準データ形式での公開の拡大に取り組む。また、各府省庁が公開する公共データの案内・横断的検索を可能とするデータカタログサイトについて、2013年度中に試行版を立ち上げ、広く国民の意見募集を行うとともに、2014年度から本格運用を実施する。あわせて、データの組み合わせや横断的利用を容易とする共通の語彙(ボキャブラリ)の基盤構築にも取り組む。

2014年度及び2015年度の2年間を集中取組期間と位置づけ、2015年度末には、他の先進国と同水準の公開内容を実現する。 また、公共データの利用促進のために、コンテスト手法の活用等により、利用ニーズの発掘・喚起、利活用モデルの構築・展開やデータを活用する高度な人材育成にも積極的に取り組み、新ビジネス・新サービスの創出を支援する。

[KPI]

- ・各府省庁のオープンデータ達成状況・データカタログに掲載されるデータセットの数、アクセス数・ダウンロード数
- ・オープンデータを活用して開発されたアプリケーションの数

出所:総務省HP「オープンデータ戦略の推進」-「政府全体の取組」

【図3-2】世界最先端IT国家創造宣言(抄)(2014年6月24日改定)

世界最先端IT国家創造宣言(抄)(平成26年6月24日閣議決定(改定)) III.目指すべき社会・姿を実現するための取組

- 1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現
- (1)オープンデータ・ビッグデータの活用の推進

行政が保有する地理空間情報(G空間情報)、防災・減災情報、調達情報、統計情報等の公共データや、企業が保有する顧客情報、個人のライフログ情報等、社会や市場に存在する多種多量の情報、いわゆる「ビッグデータ」を相互に結び付け、活用することにより、例えば、環境、教育、交通等の多様なデータを集約・整理してその地域の状況を分かりやすく示す不動産情報提供、多種大量のデータから顧客のニーズに応じたデータを自動的に抽出するプログラム開発などの新ビジネスや官民協働の新サービスが創出され、企業活動、消費者行動や社会生活にもイノベーションが創出される社会を実現する。

このため、公共データの民間開放(オープンデータ)を推進するとともに、ビッグデータを活用した新事業・新サービスの創出を促進する上で利用価値が高いと期待されている「パーソナルデータ」の利用を促進するための環境整備等を図る。

① 公共データの民間開放(オープンデータ)の推進

公共データについては、オープン化を原則とする発想の転換を行い、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開する。

このため、電子行政オープンデータ推進のためのロードマップを踏まえ、2013年度から、公共データの自由な二次利用を認める利用ルールの見直しを行うとともに、機械判議に適した国際標準データ形式での公開の拡大に取り組む。また、<u>各府省庁が公開する公共データの案内・横断的検索を可能とするデータカタログサイトについて、2013年度中に試行版を立ち上げ、広く国民の意見募集を行い、2014年度から本格運用を開始し、民間のニーズ等を踏まえ、当該サイトの掲載データを充実させる</u>。あわせて、データの組み合わせや横断的利用を容易とする共通の語彙(ボキャブラリ)の基盤構築にも取り組む。さらに、各府省庁のWebサイトで提供するデータベースについて、API機能の整備を利用ニーズの高いものから優先的に進め、政府等で提供するAPIを紹介し、その機能や利用方法を解説するAPIの総合カタログを提供する。

2014年度及び2015年度の2年間を集中取組期間と位置づけ、2015年度末には、他の先進国と同水準の公開内容を実現する。 地方公共団体については、その保有する公共データ等の流通・連携・利活用を効果的に行うための技術の開発・実証、観光等 の公共データを一元的にオープン化する基盤の構築、地方公共団体における取組に関する考え方の整理等により、オープンデー タの取組を促進する。

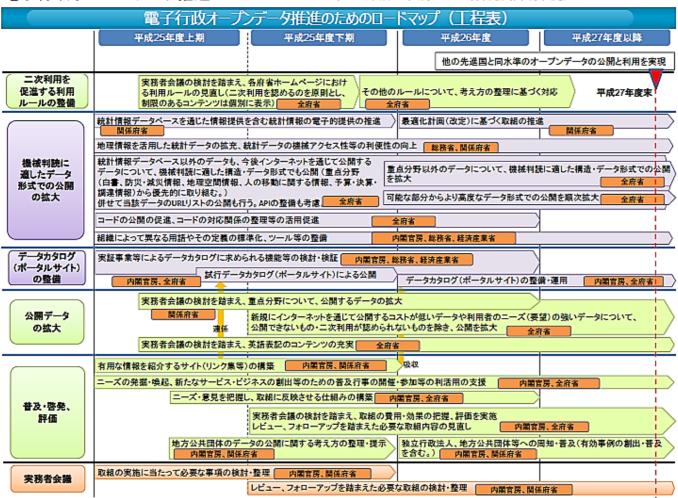
また、公共データの利用促進のために、コンテスト手法の活用、活用事例集の作成等により、利用ニーズの発掘・喚起、利活用モデルの構築・展開やデータを活用する高度な人材育成にも積極的に取り組み、新ビジネス・新サービスの創出を支援する。 【KPI】

- ・各府省庁のオーブンデータ達成状況・データカタログに掲載されるデータセットの数、アクセス数・ダウンロード数
- ・オープンデータを活用して開発されたアプリケーションの数

出所:総務省HP「オープンデータ戦略の推進」-「政府全体の取組」

【図4】電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ(工程表)

電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ(平成25年6月14日 IT総合戦略本部決定)



出所:総務省HP「オープンデータ戦略の推進」-「政府全体の取組」(出典)電子行政オープンデータに関連する決定等

【図5】二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方(ガイドライン) (2014年6月19日 各府省CIO連絡会議決定(改定))の概要

1. 総論(ガイドラインの位置付け等)

- オープンデータにより、①経済の活性化、新事業の創出、②官民協働による公共サービス(防災・減災を含む。)の実現、③行政の透明性・信頼性の 向上が可能となる。
- 本ガイドラインは、基本的に、実務者会議の議論、先行的な府省の取組等をもとに、<u>早急に取り組むべき事項として、各府省の保有するデータの公開に</u> 関する基本的考え方を整理したもの。
- 実務者会議の議論の進展や関連技術の進展を踏まえ、ガイドラインの内容は随時改定していく。

2. 具体的な取組内容

(1) 二次利用を促進する利用ルールの在り方

- ○国が著作権者である著作物については、広く二次利用を認める形であらかじめ著作物の利用に係る考えを表示する。
- ○著作権以外の根拠に基づき二次利用を制限する場合は、制限の範囲を必要最小限にし、その内容・根拠を明確に表示する。
- ○各府省は、速やかに、ホームページにおけるコンテンツ利用に関するルールを「政府標準利用規約(第1.0版)」に変更する。ルールの変更状況、変更後のコンテンツの利用状況等は、実務者会議でフォローアップする。

(2)機械判読に適したデータ形式による公開の拡大の考え方

- ○統計データについて、統計表のスプレッドシート又はCSV形式での作成・公表、統計データベースを通じたデータ提供を着実に実施する。 統計データベースの地理情報を活用した統計データの拡充、機械からのアクセス性等の利便性向上を図る。
- ○新たに作成・公開する数値(表)、文章、地理空間情報は、機械判読に適したデータ形式でも公開することに努める。特に、重点分野 (白書、防災・減災情報、地理空間情報、人の移動に関する情報、予算・決算・調達情報)について、優先的に取り組む。

(3) インターネットを通じて公開するデータの拡大についての考え方

○原則公開の理念の下、①重点分野について、実務者会議の検討を踏まえ、オープンデータ化が適当なもの、②新規にインターネットを通じて公開するコストが小さいデータや利用者のニーズ・要望が強いデータは、公開できないものを除き、オープンデータ化。

3. 別添1「政府標準利用規約(第1.0版)」 別添2「数値(表)、文章、地理空間情報のデータ作成に当たっての留意事項」

ガイドライン本文の「二次利用を促進する利用ルールの在り方」に関連して、各府省ホームページの利用ルールの見直しのひな形である「政府標準利用規約(第1.0版)」を、本文の「機械判読に適したデータ形式による公開の拡大の考え方」に関連して、新たに作成しインターネットを通じて公開する数値(表)、文章、地理空間情報のデータの作成に当たっての留意事項を、それぞれ、別添 1、別添 2 として定めている。

出所:総務省HP「オープンデータ戦略の推進」-「政府全体の取組」

【図6-1】「政府標準利用規約(第1.0版)」の概要

「政府標準利用規約(第1.0版)」の概要

1. 基本的なコンテンツの利用ルール

ホームページで公開しているコンテンツは、2. の別の理由ルールが適用されるコンテンツを除き、1) \sim 7) に従って、自由に利用(複製、翻案等)できる。

- 1) 出典の記載
- ア 利用する際は、出典を記載すること。
- イ コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載すること。また、編集・加工した情報を、あたかも国が作成したかのような態様で公表・利用することは禁止。
- 2) 第三者の権利を侵害しないようにすること コンテンツの中に第三者(国以外の者)が著作権等の権利を有しているものがある 場合、利用者の責任で当該第三者から利用の許諾を得ること。
- 3)一定の利用形態の禁止

法令、条例又は公序良俗に反する利用や国家・国民の安全に脅威を与える利用 は禁止。

- 4) 個別法令による利用の制約があるコンテンツについての注意
- 5) 準拠法と合意管轄
- 6) 免責
- 7)その他

本利用ルールについては、平成27年度に見直しの検討を行うものとする。

2. 別の利用ルールが適用されるコンテンツについて

各府省において、1. とは異なる利用ルールが適用されるコンテンツを定めることができる。 (その具体的・合理的な根拠と併せ、該当するコンテンツを示すことが必要。)

出所:総務省HP「オープンデータ戦略の推進 | - 「政府全体の取組 | (出典) 電子行政オープンデータに関連する決定等

【図6-2】「政府標準利用規約(第2.0版)」の概要

「政府標準利用規約(第2.0版)」の概要

1. 基本的なコンテンツの利用ルール ホームページで公開しているコンテンツは、1)~7)に従って、自由に利用(複製、翻 案等)できる。

- 1) 出典の記載
- ア 利用する際は、出典を記載すること
- イ コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載すること。ただし、編集・加工した情報を、あたかも国が作成したかのような 態様で公表・利用してはいけない。
- 2)第三者の権利を侵害しないようにすること コンテンツの中に第三者(国以外の者)が著作権等の権利を有しているものがある 場合、利用者の責任で当該第三者から利用の許諾を得ること。
- 3) 個別法令による利用の制約があるコンテンツについての注意
- 4) 本利用ルールが適用されないコンテンツについて
- ア 組織や特定の事業を表すシンボルマーク、ロゴ、キャラクターデザイン
- イ 具体的かつ合理的な根拠の説明とともに、別の利用ルールの適用を明示している コンテンツ (別紙に列挙)
- 5) 準拠法と合意管轄
- 6) 免責
- 7) その他
 - ・今後変更される可能性の明示
 - ・政府標準利用規約 第1.0版の掲示期間に利用者が入手したデータの扱いを明示
 - ・CC-BY4.0国際ライセンスと互換性がある旨を明示

<第2.0版への改定の背景>

2015年12月の電子行政オープンデータ実務者会議の議論で、国際的にオープンなライセンスとして認められるよう「法令、条例又は公序良俗に反する利用」を禁止する規定などを削除し、CC-BY(※)との互換性を明示する第2.0版案が示され、12月24日の各府省CIO連絡会議において決定された。

(※) CC-BY (クリエイティブコモンズ表示) クリエイティブ・コモンズは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス (CCライセンス) を提供している国際的非営利組織とそのプロジェクトの総称。

CCライセンスとはインターネット時代のための新しい著作権ルールで、作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません。」という意思表示をするためのツール。

CCライセンスを利用することで、作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、受け手はライセンス条件の範囲内で再配布やリミックスなどをすることができる。

(出所) クリエイティブ・コモンズ・ジャパンホームページ より抜粋

出所:首相官邸HP「国の政策(政策情報ポータル)」を元に作成

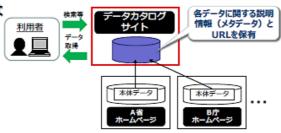
【図7-1】データカタログサイト(施行版)(2013年12月20日公開)の概要

DATA 65.JP

読婧 データカタログサイト試行版:http://www.data.go.jp/

1. データカタログサイトとは

データカタログサイトは、複数の機関が保有・公開するデータの案内や横断的検索の機能を備えたポータルサイトです。これにより、複数の機関を横断して一元的に、必要なデータを取得することが可能となります。



2. データカタログサイト試行版の主な機能等

(1) 主な機能

①府省のデータ検索

府省が公開しているデータを横断検索できる機能。検索結果から、そのデータに関する 説明を確認でき、府省の公開URLからダウンロードできます。

- ②利用者からの意見受付コーナ 掲載しているデータのデータ形式、現在掲載されていないデータの掲載等に関する ご意見を受け付けます。
- ③関連の取組のリンク 政府の方針・決定や、公共データ活用事例、府省の個別データベースサイトを紹介し、 利活用の参考にしていただけるようにしています。

(2) 掲載しているデータについて

掲載しているデータは、国以外の者が権利を有する部分を除き、基本的に、編集・加工等が可能なデータです(国が著作権を有するデータは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスのCC-BYによりライセンス)。詳細な利用規約は、データカタログサイト試行版に掲載されている内容をご確認ください。

(注)著作権以外に、法令上の規制・手続がある場合、それらに影響を及ぼすものではありませんのでご注意ください。

多くのデータを掲載する観点から、過去の機械判読が難しいデータ形式のデータも掲載 していますが、データ形式(CSV,XLS,WORD,PDF等)を分かりやすく表示しています。



データカタログサイト試行版は、「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」において重点分野とされたデータ(予算・決算・調達情報、白書、防災・減災情報、地理空間情報、人の移動に関する情報等)を中心に掲載。(約9,400データセット)

出所:首相官邸HP「IT総合戦略本部」-「オープンデータの『データカタログサイト試行版』の公開について」を元に作成

【図7-2】データカタログサイト「DATA.GO.JP」(本格版) (2014年10月1日公開)の概要



データカタログサイトDATA.GO.JP: http://www.data.go.jp/



- 1 公共データの横断検索機能
- 2 オープンデータ関連の取組のリンク情報
- 3 利用者からの意見受付機能
- 4 データ更新時に利用者に通知する機能

DATA.GO.JPの本格版においては、試行版における、府省のデータを横断検索機能、API (Application Programing Interface)機能、関連の取組みのリンク情報、利用者からの意見受付の機能に加え、試行版の運用段階で寄せられた利用者からの意見等を踏まえ、以下の追加・改善を図っている。

- ①トップページにおける検索窓の追加、複数の検索ワードによる検索の精度の向上など のユーザーインターフェイスの改善
- ②データの更新時に利用者に通知する機能の追加
- ③G8オープンデータ憲章における優先分野(「選挙」「犯罪と司法」「国際開発」等)

出所:首相官邸HP「IT総合戦略本部」-「データカタログサイト『DATA.GO.JP』の本格版への移行について」を元に作成

4.電子自治体の取組みを加速するための10の指針(2014年3月24日公表)

「世界最先端IT国家創造宣言 Iの閣議決定や、地方公共団体を取り巻く環境の変化等を踏まえ、自治体クラウドの導入をはじめとした地方公 共団体の「電子自治体」にかかる取組みを一層促進することを目的として、「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」が策定された。

本指針のポイント

- (1) 番号制度導入を契機とし、自治体クラウドの導入をはじめとする情報システムの効率化に取組む
- (2) オープンデータや新たなICT技術の利活用を通じた住民利便性の向上に取組む
- (3) セキュリティの確保やPDCAサイクルの構築等、電子自治体推進のための体制整備に取組む
- ※【指針7】では、地方公共団体が保有するデータに対するニーズの精査及び推進体制の整備についても掲げられている

電子自治体の取組みを加速するための10の指針(概要)

「世界最先端江国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)において、番号制度導入まで の今後4年間を集中取組み期間と位置づけられている自治体クラウド導入の取組みが、番 号制度の導入と併せて行われることを最優先課題として、地方公共団体に期待される電子 自治体の取組みについて提示するもの。

概要

自治体クラウドの導入加速

【指針1】 【指針2】 自治体クラウド導入 オープン化への 取組み 【指針3】 【指針4、5、6】

都道府県の役割 業務標準化、調達等

電子自治体推進のための体制整備

情報セキュリティの強化、ICT-BCPの整備

住民利便性の向上

オープンデータへの取組み

【指針8】

住民満足度向上のための取組み

【指針10】

PDCA体制の構築、CIO機能の強化

総務省のフォローアップ等

- ▶ 本指針に基づき、電子自治体の取組み加速のための工程表を作成
- ▶ 本指針に基づき、フォローアップを実施

【指針7】オープンデータの推進に向けて、地方公共団体が保有するデータに対す るニーズの精査及び推進体制の整備

地方公共団体は、保有するデータへの民間企業のニーズが高いことを念頭に、国のオープンデー タ戦略等と十分に連携を図り、ニーズの高いデータについて精査を行い、部局間情報連携・情報公 開体制の充実を行うこと。

その際には、オープンデータと個人情報保護・情報セキュリティとの関係についても整理し、住民の 理解が得られる形での積極的なオープンデータ施策を実施すること。

地方公共団体の取組み概要

- ①保有するデータに対する民間ニーズの把握、関係法令との関係整理を実施
- ②公開ニーズのあるデータについて庁内の情報連携を強化
- ③二次利用可能なデータ形式による情報公開体制の整備
- ④国のオープンデータ戦略等との連携、実証実験等への参加
- ⑤ 新たな住民満足度向上施策の検討

※オープンデータ施策においては、データのオープン化だけでなく、住民からリアルタイムで提供される情報を活用 することも期待される。

地方公共団体

総務省の促進策

- ▶ 地方公共団体における先進的な事例を紹介
- 国のオープンデータ戦略に沿った地方公共団体のオープンガバメント化の全国展開を地方公共団 体情報システム機構等と連携して推進

出所:総務省HP「『電子自治体の取組みを加速するための10の指針』の公表し、

「【概要版】「電子自治体の取組みを加速するための10の指針(案)」を元に作成

5.地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン(2015年2月12日策定、2017年12月22日改定)

2013年6月17-18日のG8サミット後の2013年6月25日に、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定として、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方(ガイドライン)」が公表された。(2014年6月19日、2015年12月24日 改定)

当ガイドラインは、オープンデータ推進の意義が、(ア)経済の活性化、新事業の創出、(イ) 官民協働による公共サービス(含 防災・減災)の実現、(ウ) 行政の透明性・信頼性の向上 にあることを確認した上で、実務者会議の議論や、先行的な取組みを実施している府省の取組み等をもとに、早急に取組むべき事項として、各府省の保有するデータの公開に関する基本的考え方を整理したものである。

内容としては、二次利用を促進する利用ルールのあり方、機械判読に適したデータ形式による公開の拡大の考え方、インターネットを通じて公開するデータの拡大についての考え方の3つが含まれており、中央官庁として積極的に公共データの二次利用を促進するための方針が示された。

一方、オープンデータに取組む地方公共団体は徐々に増加してきているものの、全体としてはまだ一部にとどまっている状況にあることから、地方公共団体におけるオープンデータの推進にかかる基本的考え方を整理した「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」が策定され、補足資料として「オープンデータをはじめよう〜地方公共団体のための最初の手引書〜」が内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室より公表されている。

地方公共団体におけるオープンデータ推進の意義は、国が掲げる意義と基本的に同じであるが、地方公共団体においてはさらに「地域の課題を解決する」という視点が重要とされている。

データを公開する手法としては、地方公共団体が運営するWebサイトで公開する方法(公式サイトの一部にオープンデータのサイトを開設、あるいは公式サイトから独立した別のサイトを開設)のほか、府省が運営するWebサイト や民間団体が運営するWebサイト にデータを掲載する方法や、分野横断的な検索機能等を有するデータカタログサイトを構築すること等が考えられる。

公開するデータの利用ルールのあり方としては、「政府標準利用規約2.0」、または、国際的にも広く認知されている標準的なルールである「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 国際(CC BY)」を採用することが望ましいとされている。

(出所)政府CIOポータルー「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方(ガイドライン)」、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」、「オープンデータをはじめよう~地方公共団体のための最初の手引書~」を元に作成

地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン及び手引書

地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン

平 成 27年2月12日 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室

スマートフォン・タブレット端末やソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) の普及、またモノのインターネット (Internet of Things、IoT) の進展等、情報通信技術は社会インフラとして不可欠なものとなっている。

このような中、膨大で多種多様な情報が流通しており、これらの情報を相互に連携 させ、新たな価値を生み出していくことが期待されている。

特に、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する公共データについては国民 共有の財産であることから、新たな価値を生み出す上で、国民や企業等が利活用しや すいように機械判院に適した形式で、二次利用可能なルールの下で公開されていくこ とイープンデータ)が求められており、新事業の創出、公共サービスの向上や行政 の透明性の確保等が期待されている。欧米の先進国においても同様の観点からオープ ンデータの取組を推進しているところである。

我が国におけるオープンデータの取組は、平成 24 年7月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部で決定された「電子行政オープンデータ戦略」に基づき推進されてきているところであるが、地方公共団体におけるオープンデータの取組については、先進的な地方公共団体がある一方で、全体としてはまだ一部の地方公共団体が取り組んでいるに過ぎない状況にある。

オープンデータは国のみならず、地方公共団体や民間企業、地域住民が一体となってその利活用の促進に取り組むことにより、特に、これからの人口減少、高齢社会を迎える中で地方公共団体の保有するデータの活用は地域住民へのサービスの向上、地域経済の活性化等を通じ、地方創生にも資するものと考えられる。この取組によって、結果として我が国全体としてのオープンデータの評価も高めることにつながるとも考えられる。

また、オープンデータに関する地域のコミュニティ活動の事例も増えつつあり、住 民参加型の課題解決についての職員や住民の意識改革という観点からも期待が高まっている。

このため、地方公共団体におけるオープンデータを普及拡大する観点から、地方公 共団体におけるオープンデータの推進に係る基本的考え方等を整理し、地方公共団体 がオープンデータに取り組むに当たっての参考となるよう、「地方公共団体オープン



※これから具体的な取組みを始めようとする自治体の担当職員を対象に、オープンデータ についての考え方や取組みの進め方をできるかぎり平易に解説することを目的としている。

(出所)「政府CIOポータルー「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」、 「オープンデータをはじめよう〜 地方公共団体のための最初の手引書 〜」を元に作成

6.官民データ活用推進基本法(2016年12月14日公布・施行) 【図8-1】【図8-2】参照

「官民データ活用推進基本法」では、オープンデータを法律として位置づけたほか、行政手続きの原則オンライン化やマイナンバーカードの普及・活用、更には、AI(人工知能)やIoT(インターネット・オブ・シングス)、クラウド・コンピューティング・サービスを法律ではじめて定義している。

基本理念

- ①IT基本法等による施策とあいまって、情報の円滑な流通の確保を図る
- ②自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等を図り、活力ある日本社会の実現に寄与する
- ③官民データ活用により得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案により、効果的かつ効率的な行政の推進に資する
- ④官民データ活用の推進にあたって、
 - ・安全性及び信頼性の確保、国民の権利利益、国の安全等が害されないようにすること
 - ・国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野での情報通信技術の更なる活用
 - ・国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための基盤整備
 - ・多様な主体の連携を確保するため、規格の整備、互換性の確保等の基盤整備
 - ・AI、IoT、クラウド等の先端技術の活用

ポイント

- (1)「官民データ活用推進戦略会議」の設置
- (2) 政府による「官民データ活用推進基本計画」の策定
- (3) 都道府県による「都道府県官民データ活用推進計画」の策定(義務付け)
- (4) 市町村による「市町村官民データ活用推進計画」の策定(努力義務)

【図9-1】【図9-2】参照

出所:首相官邸 H P 「 I T総合戦略本部」 - 「官民データ活用推進基本法の概要」を元に作成

【図8-1】官民データ活用推進基本法の概要

官民データ活用推進基本法の概要

目的 インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用(「官民データ活用」という。)の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与する。(1条)

第1章 総則

- ◆「官民データ」とは、電磁的記録(※1)に記録された情報(※2)であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。(2条)※1 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。
 - ※2 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。

◆ 基本理念

- ①IT基本法等による施策と相まって、情報の円滑な流通の確保を図る(3条1項)
- ②自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化 等を図り、活力ある日本社会の実現に寄与(3条2項)
- ③官民データ活用により得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案により、 効果的かつ効率的な行政の推進に資する(3条3項)
- ④官民データ活用の推進に当たって、
 - 安全性及び信頼性の確保、国民の権利利益、国の安全等が害されないようにすること(3条4項)
 - ・国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野での 情報通信技術の更なる活用(3条5項)
 - ・国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための 基盤整備 (3条6項)
 - ·多様な主体の連携を確保するため、規格の整備、互換性の確保等の 基盤整備(3条7項)
 - ・AI、IoT、クラウド等の先端技術の活用(3条8項)
- ◆ 国、地方公共団体及び事業者の責務(4条~6条)
- ◆ 法制上の措置等(7条)

第2章 官民データ活用推進基本計画等

- ◆ 政府による官民データ活用推進基本計画の策定(8条)
- ◆ 都道府県による都道府県官民データ活用推進計画の策定(9条1項)
- ◆ 市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定(努力義務)(9条3項)

第3章 基本的施策

- ◆ 行政手続に係るオンライン利用の原則化・民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進(10条)
- ◆ 国・地方公共団体・事業者による自ら保有する官民データの活用の推進等、関連する制度の見直し(コンテンツ流通円滑化を含む)(11条)
- ◆ 官民データの円滑な流通を促進するため、データ流通における個人の関与の仕組みの 構築等(12条)
- ◆ 地理的な制約、年齢その他の要因に基づく情報通信技術の利用機会又は活用に係る格差の是正(14条)
- ◆ 情報システムに係る規格の整備、互換性の確保、業務の見直し、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備(サービスプラットフォーム)(15条)
- ◆ 国及び地方公共団体の施策の整合性の確保(19条)
- ◆ その他、マイナンバーカードの利用(13条)、研究開発の推進等(16条)、人材の 育成及び確保(17条)、教育及び学習振興、普及啓発等(18条)

第4章 官民データ活用推進戦略会議

- ◆ IT戦略本部の下に官民データ活用推進戦略会議を設置(20条)
- ◆ 官民データ活用推進戦略会議の組織 (議長は内閣総理大臣) (22、23条)
- ◆ 計画の案の策定及び計画に基づく施策の実施等に関する体制の整備 (議長による重点分野の指定、関係行政機関の長に対する勧告等) (20条~28条)
- ◆ 地方公共団体への協力(27条)

附則

- ◆ 施行期日は公布日 (附則1項)
- ◆ 本法の円滑な施行に資するための、国による地方公共団体に対する協力(附則2項)

出所:『内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室「政府におけるオープンデータの取組」(平成29年10月6日)より抜粋』

【図8-2】官民データ活用推進基本法のオープンデータに関する規定

【参考】官民データ活用推進基本法のオープンデータに関する規定

国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等(第11条)

国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人・法人の権利利益、国の安全等が害される ことのないようにしつつ、国民がインターネット等を通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるものとする。 (事業者が保有する官民データであって公益の増進に資するものについては、同様の措置を講ずる 努力義務が規定されている。)

オープンデータとは、国や地方公共団体等が保有する公共データが、①営利目的、非営利目的を問わず 二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したもの、③無償で利用できるもので、公開されること。 オープンデータへの取組により、国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政 の高度化・効率化等が期待。

1. 二次利用可能なルールの適用

【ルール未適用】

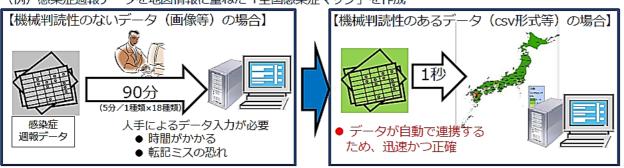
- ●ホームページの情報を利用する際、著作権処理 (使用許可等) に手間、時間、費用等がかかる
- ●利用に制約があり、自由に編集・加工が出来ない

【二次利用可能なルール】

- ●出典を明記すれば、許可を得ずとも自由にホームページ情報の二次利用が可能
- ●自由に編集・加工が出来るため、他のデータとも組み合わせて利用拡大が見込める

2. 機械判読性のあるデータの価値

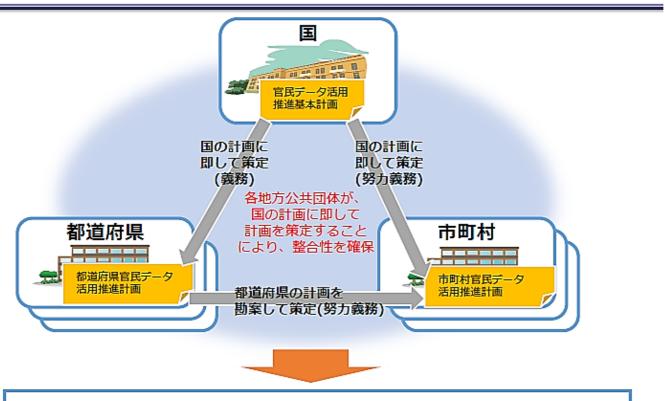
(例) 感染症凋報データを地図情報に重ねた「全国感染症マップ」を作成



出所:『内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室「政府におけるオープンデータの取組」(平成29年10月6日)より抜粋』

【図9-1】官民データ活用推進基本計画の策定

官民データ活用推進基本計画等の策定(国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保)



- ・データ保有主体の壁を越えた円滑なデータ流通の促進
- ・国民一人一人が今まで以上にきめ細かいサービスを享受できる社会の実現
- ・防災や見守りをはじめ、公益性の高い分野で、より充実した行政サービス等の実現

出所:『内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室「政府におけるオープンデータの取組」(平成29年10月6日)より抜粋』

【図9-2】地方公共団体における官民データ活用推進計画の策定について

地方公共団体における官民データ活用推進計画の策定について

地方公共団体

都道府県

官民データ活用推進基本計画に即し、

都道府県官民データ活用推進計画を策定【義務】(官民データ活用推進基本法9条1項)

市町村

官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して 市町村官民データ活用推進計画を策定【努力義務】(9条3項)

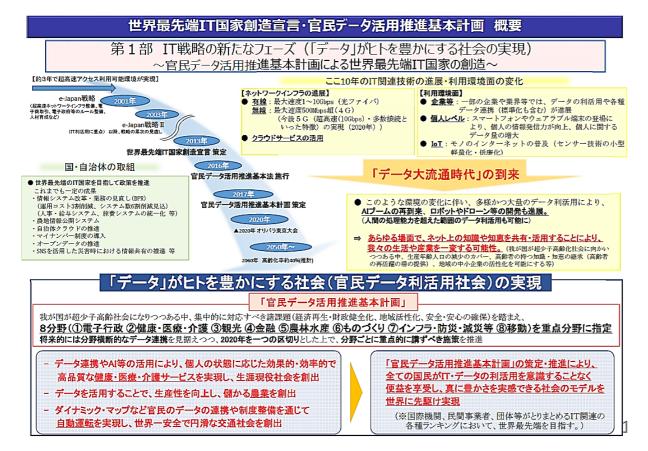
【地方公共団体の施策に関する主な事項】

- 行政手続に係るオンライン利用の原則化(10条1項)
- 自らが保有する官民データの活用の推進(オープンデータの推進)(11条1項)
- マイナンバーカードの普及及び活用に関する計画の策定等(13条)
- 利用の機会等の格差の是正(14条)
- 自らの情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保、業務の見直し(15条1項)
- ▶ 上記計画の策定に当たり、今後、秋頃を目途に計画に盛り込むべき施策等を記載した「地方版官民データ計画の雛型」を作成し、地方公共団体に示す予定
- ▶ 上記地方公共団体の施策に関する主な事項についても、雛型に盛り込むことにより、国・地方一体となった取組を推進
 - ▶ 雛型で示した施策を全て盛り込むことは求めない。スモールスタートでも取り組んでもらうことを重視する。
 - ▶ 平成32年度末までに、策定義務となっている全都道府県での計画の策定を目指す。(世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画P.88「地方の計画雛型の作成と計画策定支援」)

7.世界最先端 I T国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(2017年5月30日閣議決定)

全ての国民がIT利活用やデータ利活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会である「官民データ利活用社会」を構築するため、官民データ活用推進基本法に基づき策定された。

平成32年度(2020年度)までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目標とすることが掲げられた。



出所:総務省HP「オープンデータ戦略の推進」-「政府全体の取組」を元に作成

8.オープンデータ基本指針(2017年5月30日決定)

本指針では、オープンデータ・バイ・デザイン (注) の考えに基づき、国、地方公共団体、事業者が公共データの公開及び活用に取組む上での基本方針がまとめられている。

(注) 公共データについて、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うこと

オープンデータに関する基本的ルール

- (1) 公開するデータの範囲…各府省庁が保有するデータは、原則オープンデータとして公開 公開することが適当でない公共データは、公開できない理由を原則公開 限定的な関係者間での共有を図る「限定公開」といった手法も積極的に活用
- (2) 公開データの二次利用に関するルール…原則、政府標準利用規約を適用
- (3) 公開環境…特にニーズが高いと想定されるデータは、一括ダウンロードを可能とする仕組みの導入や、APIを通じた提供を推進
- (4) 公開データの形式等…機械判読に適した構造及びデータ形式で掲載することを原則。法人情報を含むデータは、法人番号を併記
- (5) 公開済みデータの更新…可能な限り迅速に公開するとともに適時適切な更新

オープンデータの公開・活用を促す什組み

- (1) オープンデータ・バイ・デザインの推進…行政手続き及び情報システムの企画・設計段階から必要な措置
- (2) 利用者ニーズの反映…各府庁の保有データとその公開状況を整理したリストを公開→利用者ニーズを把握の上、ニーズに即した形での公開

推進体制

- (1) 相談窓口の設置・・・総合的な相談窓口(内閣官房IT総合戦略室)・相談窓口(各府省庁)の設置
- (2) 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室が、政府全体のオープンデータに関する企画立案・総合調整、各施策のレビュー、フォローアップ を実施 等

(出所) 政府CIOポータル「オープンデータ基本指針」、「オープンデータ基本指針の概要」を元に作成

9.オープンデータ100

内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室がオープンデータの普及・啓発を目的として、事業者や地方公共団体等によるオープンデータの利活用事例を「政府CIOポータル」(注)にて公開していく取組み。

(注)政府CIOポータルとは、内閣情報通信政策監(以下、政府CIO)が推進する政策に関するwebサイト。 政府CIOは、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室の室長を兼務することから、本サイトは、IT総合戦略室のwebサイトとして整備されている。

10.オープンデータ取組済自治体資料

以下の定義に基づき、オープンデータ取組済自治体の一覧等の資料が「政府CIOポータル」に掲載されている。

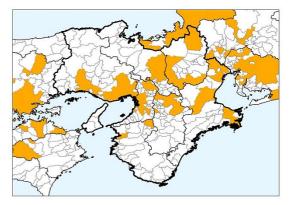
【オープンデータ取組済自治体の定義】

自らのホームページにおいて「オープンデータとしての利用規約を適用し、データを公開」又は「オープンデータの説明を掲載し、データの公開先を提示」 を行っている都道府県及び市区町村。

く公表データン

- ・オープンデータ取組済自治体一覧
- ・オープンデータ取組済自治体マップ
- ・オープンデータ取組済自治体一覧とマップの過去データ
- ・オープンデータ取組済自治体マップ(ITダッシュボードのサイト)

オープンデータ取組済自治体マップ -市区町村(近畿)※平成29年12月20日時点



(出所) 政府CIOポータルー「政策ー政策一覧ーオープンデータ」を元に作成

Ⅱ.オープンデータ戦略の推進(まとめ)

11.まとめ

(1) オープンデータとは

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用(加工、編集、再配布等)できるよう、以下のいずれにも該当する形で公開されたデータをオープンデータと定義する。(オープンデータ基本指針より)

- ① 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- ② 機械判読に適したもの
- ③ 無償で利用できるもの

(2) オープンデータの意義

- ①国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済の活性化
- ②行政の高度化・効率化
- ③透明性・信頼性の向上

地方公共団体においてオープンデータに取組むにあたっては、上記の意義に加え、公共データの公開と利活用により"地域の課題を解決する" という視点も重要となる。

- (3) オープンデータの推進
- ・官民データ活用推進基本法(2016年12月14日公布・施行) 国、地方公共団体が保有する官民データについて、国民がインターネット等を通じて容易に利用できるよう措置を講じることを義務付け
- ・世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(2017年5月30日閣議決定) 平成32年度末(2020年度)までに、地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目標に推進

Ⅱ.オープンデータ戦略の推進(まとめ)

(4) 地方公共団体における官民データ活用推進計画の策定

地方公共団体は「官民データ活用推進基本計画」に即して推進計画を策定する=国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保 都道府県 都道府県官民データ活用推進計画を策定【義務※】(官民データ活用推進基本法9条1項) 市町村 市町村官民データ活用推進計画を策定【努力義務】(官民データ活用推進基本法9条3項)

※平成32年度末(2020年度末)までに、策定義務となっている全都道府県での計画の策定を目指す。(世界最先端IT国家創造宣言・ 官民データ活用推進基本計画 P88より)

- (5) 地方公共団体に対する取組支援
- ・地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン(2015年2月12日策定、2017年12月22日改定) 地方公共団体におけるオープンデータの推進にかかる基本的考え方を整理
- ・オープンデータをはじめよう〜地方公共団体のための最初の手引書〜(2017年12月22日改定) 地方公共団体オープンデータ推進ガイドラインの補足資料
- ・データカタログサイト「DATA.GO.JP」
- 二次利用が可能な公共データの案内・横断的検索を目的としたオープンデータの「データカタログサイト」
- ※地方公共団体データベースサイト一覧にて、各地方公共団体の取組状況を確認することができる。
- ・オープンデータ100 オープンデータの普及・啓発を目的として、事業者や地方公共団体等によるオープンデータの利活用事例を「政府CIOポータル」にて公開
- ・オープンデータ取組済自治体資料 オープンデータ取組済自治体の一覧等の資料を「政府CIOポータル」にて公開

Ⅲ.地方公共団体における取組事例

Ⅲ.地方公共団体における取組事例

1.地方公共団体における先行的取組事例

ここでは、鯖江市(福井県)における取組みを紹介する。鯖江市はオープンデータの先行団体として総務省の実証実験に参画するなど、積極的な取組みを進めているが、これら一部の団体において先行的に進められてきた取組みが、最近では他の団体にも広がりを見せているところである。

鯖江市(福井県)

鯖江市は福井県北部の中央に位置し、北は福井市、南は越前市に隣接した東西約19.2km、南北約8.3km、面積84.59 k ㎡の地方都市である。1955年の市制施行時には約4万人であった人口が、都市基盤整備による都市の近代化に加え、地場産業の発展や企業誘致、集団化の実現など商工業の充実により現在では人口約6万9千人の都市へと躍進している。主要な産業はメガネフレームを中心とする製造業。現市長である牧野百男氏が2004年の初当選時より「ITの街」を志向しており、2010年に、地元のIT企業関係者等により「データシティ鯖江」が提案された。

同市では、市民との協働の街づくりのために2010年3月に市民主役条例を制定している。その中では、市民と行政の情報共有を規定しており、 広報誌やHPなどに続く新しい情報共有の手法として提案を取り入れこととし、XML、RDFなど二次利用しやすい形でデータを公開する「データシティ 鯖江」に取組んでいる。公園のトイレ位置、災害時の避難所、AEDの設置施設の位置、無料の無線LAN(Wi-Fi)アクセスポイントの位置、コミュニティバスの位置情報などを公開しており、APIもあわせて公開している。

それに伴い、地元企業が市のオープンデータ化の動きをアプリ開発などで支援している。提供されているアプリは、災害時の避難所の位置・ルート、 市内のトイレ検索、コミュニティバスのリアルタイム運行状況、観光マップ、橋梁マップなど多岐に渡っている。

同市はオープンデータについて活発な普及啓発活動も行っており、2012年5月に「オープンガバメントデイ@鯖江」、同年10月に「オープンデータ ハッカソン&LODチャレンジデーin 鯖江」、同年11月「オープンガバメントサミットin 鯖江」などを実施するとともに、ハッカソン、WEBアプリコンテスト などによる民間のアプリケーション開発の促進を図っている。以降も継続的にオープンデータ推進イベントを実施するほか、学生を中心に、地方創生型ソーシャル・イノベーションのモデルケースともいえる「鯖江市地域活性化プランコンテスト」を開催している。学生の提案プランを受けた具現化検討結果はオープンデータとして公開されており、そのデータを元にアプリ制作も行われている。(制作者:株式会社jig.jp福野代表)

(出所) 総務省「平成25年度版 情報通信白書」、「データシティ鯖江ポータルサイト」、「鯖江市地域活性化プランコンテストHP」を元に作成

データシティ鯖江ポータルサイト



- □ホームーお知らせ、イベント等
- □検索ーアプリを探す、オープンデータを見る、アプリを作る
- □オープンデータ一覧
- □アプリ一覧
- □イベント一覧
- □データシティ鯖江とは

鯖江市では、ホームページで公開する情報を多方面で利用できるXML、RDFで積極的に公開する"データシティ鯖江"を目指しています。

近年、欧米各国を中心として、電子行政の新たな手法として、行政機関がウェブを活用して積極的にデータの提供や収集を行うことを通じて、行政への国民参加や官民協働の公共サービスの提供を可能とし、促進して行こうとする「オープンガバメント」の運動が起こってきています。日本でも経済産業省が、「オープンガバメントラボ」というサイトを設け、開かれた政府(オープンガバメント)の実現を目指し、実証を行っています。 鯖江市でもこの方向性を受け、できるところから、取り組んでいきます。

ライセンスは、Creative Commonsの「表示」(CC BY) としています。



※「データシティ鯖江」のデータを使用していることをアプリケーション内に表示し、このページ(/)や、各データを公開しているページへリンクを張っていただければ、データは無料で自由にご利用いただけます。

- 2.京都府内での取組事例
- ①京都データストア (KYOTO DATASTORE)



□ホーム □利用規約
□データセット □サイトについて
□組織 □お問い合わせ
□グループ □ビジュアライズ
□お知らせ

データ・プラットフォーム

KYOTO DATASTORE

見て・知って・一緒に課題解決を考える基盤

国が提供するRESAS(地域経済分析システム)や府内 市町村等が持つデータとも連携させながら、府の統計 データ等のオープンデータ化を進める

RYOTO DATASTORE
京都データストア

平成29年8月31日オープン

②東寺百合文書WEB



京都府立京都学・歴彩館

東寺百合文書WEB

□記事を読む
□百合文書をさがす
□百合文書を楽しむ

□その他 質問、利用案内、 サイトマップ

東寺百合文書WEBでは、人名や地名など、便利な検索をおこなうために必要なデータの多くを「東寺文書検索システム」(東寺文書データベース 作成委員会が文部省・日本学術振興会平成7-12年度科学研究費補助金 [研究成果公開促進費] の交付を受けて作成・頒布、2001年) からいただいて使用しています。

1.ご利用の条件

東寺百合文書WEB(hyakugo.kyoto.jp、以下「当ウェブサイト」といいます)に掲載しているすべてのコンテンツ(画像や文書、資料など。以下コンテンツといいます)の著作権は、特段の定めがない限り京都府立京都学・歴彩館(旧京都府立総合資料館)など各著作者に帰属し、日本国著作権法及び国際条約により保護されています。

当ウェブサイト上のコンテンツは原則として「クリエイティブ・コモンズ 表示 2.1 日本 ライセンス」(CC BY 2.1 JP)(ライセンスの日本語要約)の条件で提供しています(以下、「CC BYコンテンツ」といいます)。ただし、例外としてそうではないもの(以下、「非CC BYコンテンツ」といいます)もあります。

2.免責事項

当ウェブサイトのコンテンツの正確性については万全を期しておりますが、当館は利用者が当ウェブサイトを用いて行なう一切の行為について何らの責任を負うものではありません。また、コンテンツのご利用により、もしくは利用できなかったことにより損害が生じても、当館は一切の責任を負いません。

3.リンクについて

当ウェブサイトへのリンクは自由におこなってください。当ウェブサイトからリンクしている第三者のウェブサイトを利用される場合、それぞれのウェブサイトの利用条件等に従ってご利用ください。また、当館は、リンク先ウェブサイトの内容や、利用により生じた損害について一切責任を負いません。

4.成果物ご提供のお願い

当ウェブサイトのコンテンツをご利用になって作成された書籍・雑誌・論文・パンフレット・映像作品・新聞記事・TV番組等の成果物をぜひ当館までご提供ください(その義務を課すものではありません)。

ご提供いただいた成果物のうち、当館の収集方針に沿うものについては、当館所蔵資料として永く保存・利用させていただきます。東寺百合文書をも とにした皆様の成果を社会全体に広げ、また、次の世代に伝えていけますよう、成果物のご提供への協力をぜひよろしくお願いいたします。

③京都市オープンデータポータルサイト「KYOTO OPEN DATA」



アプリー覧

このページで紹介するアプリケーション(以下,「アプリ」という。)は,本サイトのオープンデータを活用し構築したものとして,各製作者から御連絡いただいたものです。

アプリは各製作者の著作物であり、京都市が内容、表現、動作を保証するものではありません。アプリの操作方法、更新情報等については、製作者へ直接お問い合わせください。





市バス・地下鉄コトチカ京都案内所

京都市オープンデータポータルサイト「KYOTO OPEN DATA」は、京都市がオープンデータを公開するための専用サイトです。データを横断的に検索し、ダウンロードすることが可能で、ダウンロードしたデータは、二次利用(複製,公衆送信,翻訳・変形等の翻案等)をしていただくことができます。 商用利用も可能です。「京都市オープンデータ利用規約」に同意のうえ、ご利用ください。

なお、本サイトに掲載しているデータについてのご意見や活用事例、掲載して欲しいデータのご要望などがございましたら、「お問い合わせ」からご連絡ください。

ライセンス表示…本サイトで提供しているデータに存在する,京都市(以下「本市」といいます。)等が著作権を有する著作物の利用 (複製,公衆送信,翻訳・変形等の翻案等)については、原則として、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示4.0国際 によるものとします。

3.近隣自治体における取組事例

草津市オープンデータカタログサイト



Open Data of KUSATSU CITY □検索

□リンク

(草津市ホームページ、くさつマップ)

- □データダウンロード ※1,476件 (平成30年3月時点) (〈らし、学ぶ・楽しむ、福祉・健康、子育て、市政情報、GIS連携データ)

草津市の推進するオープンデータ化

オープンデータとは、政府や自治体などが保有するデータを公開する際に、そのデータの利用方法(ライセンス)を示し、誰もが利活用できる形 (二次利用が可能なデータ形式) で公開すること、またそのように公開されたデータのことです。ここに登録されているデータは営利・非営利を問わず に誰でも自由に無料で利用・再利用することができます。

オープンデータ利用条件

本サイトに掲載の各種データについては、クリエイティブ・コモンズの「CC-BY(表示)」としています。データを利用する場合には、草津市のデータを 使用している旨を表示していただければ、自由にご利用いただけます。

クリエイティブ・コモンズライセンス クリエイティブ・コモンズ 表示 4.1 日本 ライセンス (外部リンク)



免責事項

本サイトに掲載する情報についての正確さには万全を期していますが、利用者が本サイトのオープンデータの情報を用いて行う一切の行為について、 草津市はいかなる責任も負いません。

注意事項

上述のライセンスに基づき利用可能ですが、公序良俗に反すると判断される用途、および法令等に違反、または違反するおそれがある用途でのご 利用は、ご遠慮ください。

出所:草津市「オープンデータカタログサイト」より抜粋

4.地方公共団体データベースサイト一覧(近畿2府4県、平成30年3月20日現在)

1.京都府

名称	団体名	ライセンス	API	主な分類	概要
京都データストア (KYOTO DATASTORE)	京都府	CC-BY	有	くらし・まちづくり、環境・農林水産、 健康・福祉・医療、しごと・産業・経 済、子育て・教育、観光・文化、行 財政情報	「京都データストア」は、オープンデータ化に取り組む民間活動や大学教育活動等と連携したデータの加工や横断的分析による課題の「見える化」等、オープンデータ化を推進するとともに、インターネット上に府全体の情報をワンストップで見られ、加工できることを目指しています。
東寺百合文書WEB	京都府	CC-BY	有	教育・文化・スポーツ・生活、教育、 文化・スポーツ・生涯学習、統計・ 調査・報告・観測データ、文化史 跡	東寺百合文書WEBでは、京都府立総 合資料館(現・京都府立京都学・歴 彩館)が所蔵する国宝「東寺百合文 書」全点のデジタル画像(約8万画 像)を公開。
京都市オープンデータ ポータルサイト	京都市	CC-BY	有	観光・産業、文化・芸術、安心安全・防災、子育て・教育、環境・まちづくり、市政情報	京都市オープンデータポータルサイト「KYOTO OPEN DATA」は、京都市がオープンデータを公開するための専用サイトです。データを横断的に検索し、ダウンロードすることが可能で、ダウンロードしたデータは、二次利用(複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等)をしていただくことができます。商用利用も可能です。

2.滋賀県

名称	団体名	ライセンス	API	主な分類	概要
滋賀県オープンデータカ タログ	滋賀県	-	無	人口・世帯・防災・安全・子育て・教育・環境・ゴミ・経済・観光・行政・財政・農林水産・建物・土地	オープンデータとして公開できるデーター 覧を滋賀県オープンデータカタログとして 整備し、準備が整ったものから、順次公開していきます。
大津市オープンデータ ポータルサイト	大津市	CC-BY	有	運輸・観光、教育・文化・スポーツ・ 生活、住民向け情報(暮らしの情報)、イベント鑑賞・広報	大津市のオープンデータカタログサイトでは、ホームページ掲載コンテンツを中心に可能な限りRDFやJSON形式での公開に努めています。また、ハッカソン関連アプリも掲載しています。
長浜市オープンデータ	長浜市	CC-BY	無	公共施設、人口·世帯数、環境、 防災、子育て·教育、福祉、観光、 選挙	市が保有するさまざまなデータのうち、個人情報など公開できないものを除くデータについて、2次利用可能な形で公開していきます。
草津市オープンデータカ タログサイト	草津市	CC-BY	無	運輸·観光、地図、医療、教育、 子育て、防災、交通、人口、環境	草津市では行政の透明性を確保し、より市民生活が快適になるよう市保有の データを公開しております。公開していく データは随時増やしていく予定です。
甲賀市のオープンデー タ	甲賀市	CC-BY	無	救急、防災、人口、交通	甲賀市では、行政の透明性、信頼性の 向上、地域経済の活性化をめざし、市 が保有する情報を二次利用が可能な 方式で順次公開していきます。

(出所)政府CIOポータル「オープンデータカタログサイト(DATA.GO.JP)ーオープンデータカタログサイト一覧」を元に作成

3.大阪府-①

名称	団体名	ライセンス	API	主な分類	概要
大阪府オープンデータ サイト	大阪府	CC-BY	無	国土・気象、エネルギー・水、運輸・ 観光、教育・文化・スポーツ・生活、 文化・スポーツ・生涯学習、文化史 跡、文化施設、福祉、子育て、健 康、医療	大阪府では、多くのデータをアクセシビリティ等の観点からExcel形式等で公開しているところ、本サイトは、当該データの一部を編集可能な形式で分野別に紹介し、様々な用途に活用いただく趣旨でまとめたもの。
大阪市オープンデータ ポータルサイト	大阪市	CC-BY	有	企業・家計・経済、司法・安全・環境、社会保障・衛生、行政活動情報、子育て、交通、文化・スポーツ・ 生涯学習	最先端ICT都市の実現に向け、市民 サービスの向上、ビジネスの活性化を目 的として、積極的なオープンデータの公 開に取り組んでいます。
堺市オープンデータ	堺市	CC-BY	無	くらし、健康・福祉、子育て・教育、 市政	「堺市オープンデータの推進に関するガイドライン」に基づき、各種公共データのオープンデータ化を順次進めていくとともに利活用に向けた取組を行っていきます。
泉大津市オープンデータ	泉大津市	-	無	公共施設、防災·安全、選挙、環境、統計	泉大津市のオープンデータサイトです。さ まざまな情報をオープンデータとして公開 しています。
茨木市オープンデータ	茨木市	CC-BY	無	人口・世帯、子育て、防災、救急・ 消防	茨木市では、本市オープンデータガイドラインに基づき、保有する情報のうち可能なものを順次公開します。

(出所)政府CIOポータル「オープンデータカタログサイト(DATA.GO.JP) – オープンデータカタログサイト一覧」を元に作成

3.大阪府-②

名称	団体名	ライセンス	API	主な分類	概要
高槻市オープンデータ	高槻市	CC-BY	無	教育・文化・スポーツ・生活、住民向け情報(暮らしの情報)、農林	高槻市では、オープンデータ支援サイト「LinkData.org」を活用し、オープンデータを公開しています。今後もホームページで公開しているデータなどのうち、オープンデータ化が可能なものから順次公開していく予定です。
富田林市 公開データ の利用について(地図 等)	富田林市	CC-BY	無	国土·気象	富田林市における地図等のデータを公 開しています。
下水道事業・浄化槽 事業に関する公開デー タ	富田林市	CC-BY	無	社会保障・衛生、入札・契約、統計・調査・報告・観測データ、統計	富田林市における下水道事業及び浄 化槽事業に関する地理データを公開し ています。(事業区域、公共下水道汚 水管渠、マンホール位置等)
枚方市オープンデータ	枚方市	CC-BY	無	人口・世帯、運輸・観光、司法・安全・環境、住民向け情報(暮らしの情報)、子育て、救急・消防	枚方市ではオープンデータを推進し、本 市ホームページでデータを公開するととも に、オープンデータ支援サイ ト"LinkData.org"を活用しています。 今後もさらなる充実をめざしオープンデー タを推進する予定です。

4.兵庫県-①

名称	団体名	ライセンス	API	主な分類	概要
ひょうごオープンデータカ タログ	兵庫県	CC-BY	無	農林水産業、司法・安全・環境、 住民向け情報(暮らしの情報)、行 政活動情報、統計	兵庫県では、県民、団体、企業等による公共データを活用した地域の課題解決等に資するため、「ひょうごオープンデータカタログ」にて、県が保有するデータを公開しています。
神戸市オープンデータ ポータル	神戸市	CC-BY	無	人口・世帯、運輸・観光、教育・文化・スポーツ・生活、司法・安全・環境、住民向け情報(暮らしの情報)	市が保有する公共施設情報やロケ地情報、阪神・淡路大震災の記録写真などのデータを提供しています。また、市が提供したデータを活用して作成されたアプリケーションやWebサービスも紹介しています。
神戸市オープンデータ	神戸市	CC-BY	無	人口・世帯、運輸・観光、教育・文化・スポーツ・生活、司法・安全・環境、住民向け情報(暮らしの情報)	市が保有する公共施設情報やロケ地情報、阪神・淡路大震災の記録写真などのデータを提供しています。また、市が提供したデータを活用して作成されたアプリケーションやWebサービスも紹介しています。

(出所)政府CIOポータル「オープンデータカタログサイト(DATA.GO.JP) – オープンデータカタログサイト一覧」を元に作成

4.兵庫県-②

名称	団体名	ライセンス	API	主な分類	概要
姫路市オープンデータ	姫路市	CC-BY	無	防災、福祉、子育て・教育、選挙	現在公開しているデータは「位置情報」 「統計情報」が中心です。これから、順 次拡大していく予定ですので、要望や活 用事例があれば、情報政策室までご意 見・ご連絡ください。
尼崎市オープンデータ カタログサイト	尼崎市	CC-BY	無	エネルギー・水、教育・文化・スポーツ・生活、住民向け情報(暮らしの情報)、行政活動情報、子育て、税、救急・消防	尼崎市では、人口等の統計情報や施設情報の他、市が保有する情報をオープンデータとして公開しています。利活用の推進を含め、今後も積極的にオープンデータに取り組んでいきます。
NISHINOMIYA OPEN DATA	西宮市	CC-BY	無	防災・安全、教育・子育て、生活・ 環境、福祉・医療、まちづくり、選 挙	西宮市が保有する様々なデータを「オープンデータ」として利用できます。
芦屋市オープンデータ	芦屋市	CC-BY	無	福祉、防災、教育・子育て、環境	芦屋市でも、多方面での情報の活用を 推進し、地域の活性化に寄与するため、 公共データのオープン化を推進します。 ホームページに公開しているデータのうち、 オープンデータ化が可能なものから順次 公開していきますので、本市のデータをご 活用ください。

4.兵庫県-③

名称	団体名	ライセンス	API	主な分類	概要
加古川市オープンデー タカタログサイト	加古川市	CC-BY	無	人口・世帯、観光情報、行財政、 住民向け情報(暮らしの情報)、子 育て、交通、防災、施設、統計・ 調査・報告・観測データ	加古川市が保有する情報をオープン データとして公開しており、順次追加予 定です。ご意見・ご要望がございました ら情報政策課までお寄せください。
宝塚市オープンデータ ページ	宝塚市	CC-BY	無	運輸・観光、人口・世帯、住民向け情報(暮らしの情報)	行政の透明性や信頼性を向上させ、新 ビジネスの創出や企業活動の効率化等 を促進するため、以下のとおり、市の保 有する情報を二次利用可能な状態で オープンデータとして公開いたしますので、 ぜひご利用ください。
川西市オープンデータ	川西市	CC-BY	無	教育・文化・スポーツ・生活、司法・安全・環境、住民向け情報(暮らしの情報)、統計	川西市は、多方面での情報の活用を推進し、地域の活性化に寄与するため、 公共データのオープン化を推進します。 ホームページに公開しているデータのうち、 可能なものから順次公開していきます。
三田市オープンデータ	三田市	CC-BY	無	司法・安全・環境、社会保障・衛生、運輸・観光、エネルギー・水、 農林水産業、教育・文化・スポー ッ・生活、行財政	オープンデータを推進することで、行政の透明性・信頼性の向上、オープンデータの共有及び協働による地域課題の解決、経済の活性化、業務の高度化・効率化を進めていきます。

5.奈良県-①

名称	団体名	ライセンス	API	主な分類	概要
奈良県オープンデータカ タログサイト (試行 版)	奈良県	CC-BY	無	人口・世帯、教育・文化・スポーツ・ 生活、司法・安全・環境	奈良県では、オープンデータの公開環境を整備し、実際に公開を進めることで、 行政の透明性の向上を図るとともに、 オープンデータによる官民協働および経済活性化の促進を図っていきます。
奈良市オープンデータカ タログ	奈良市	CC-BY	無	商業・サービス業、司法・安全・環境、住民向け情報(暮らしの情報)、統計	こちらは奈良市のオープンデータカタログです。本カタログでは、奈良市が所管する公共電子情報の提供サービスを行っており、全てのデータはクリエイティブ・コモンズ表示2.1日本ライセンスの下に提供されています。
天理市オープンデータ	天理市	-	無	人口・世帯、企業・家計・経済、エ ネルギー・水、社会保障・衛生、住 宅・土地、建設、国土・気象、司 法・安全・環境	市役所が所有している様々なデータを地域の活性化等に利用していただくためにウェブサイト(ホームページ)に公開し、情報の活用を推進していきます。

(出所)政府CIOポータル「オープンデータカタログサイト(DATA.GO.JP)ーオープンデータカタログサイト一覧」を元に作成

5.奈良県-②

名称	団体名	ライセンス	API	主な分類	概要
生駒市オープンデータ ポータルサイト	生駒市	CC-BY	有	司法・安全・環境、教育・文化・スポーツ・生活、社会保障・衛生、運輸・観光、行財政、統計	ICTを活用した協働による地域課題の解決を目指して、市の保有する行政情報を誰でも活用できる形で公開する「オープンデータ」のポータルサイトを県内で初めて開設しました。
生駒市オープンデータ	生駒市	CC-BY	有	司法・安全・環境、教育・文化・スポーツ・生活、社会保障・衛生、運輸・観光、行財政、統計	本市においてもオープンデータ化を進めて いくとともに、利活用に向けた取組を行っ ていきます。
葛城市オープンデータ	葛城市	CC-BY	無	人口・世帯、運輸・観光、教育・文化・スポーツ・生活、司法・安全・環境、住民向け情報(暮らしの情報)、救急・消防	葛城市では、市が保有する情報について、個人情報や法制度上公開できないものを除き、2次利用可能な形式でホームページ上で公開するオープンデータの取り組みを試行的に実施しております。
宇陀市データライブラリ オープンデータ公開ペー ジ(XML・CSV変換 データ)	宇陀市	CC-BY	無	人口・世帯、教育・文化・スポーツ・ 生活、司法・安全・環境、住民向 け情報(暮らしの情報)、救急・消 防	宇陀市が所有する情報のうち二次利用 が可能であると判断したものについて、順 次オープンデータ化し、宇陀市公式ホー ムページに掲載していきます。

(出所)政府CIOポータル「オープンデータカタログサイト(DATA.GO.JP) – オープンデータカタログサイト一覧」を元に作成

6.和歌山県

名称	団体名	ライセンス	API	主な分類	概要
Wakayama Prefecture	和歌山県	CC-BY	無	統計、運輸・観光、住民向け情報 (暮らしの情報)、国土・気象	平成27年2月にオープンデータのニーズ 把握や、技術者の方等と協働した地域 の再発見や課題解決等の推進のため、 ソフトウェア開発プロジェクトのための共有 ウェブサービス「GitHub」にアカウント 「Wakayama Prefecture」を開設し、 平成28年10月からオープンデータサイト としての本格運用を開始しました。
海南市オープンデータラ イブラリ	海南市	_	無	司法·安全·環境	市が保有する様々なデータのうち、個人情報など公開できないものを除くデータについて、2次利用可能な形で積極的に公開します。
橋本市オープンデータカ タログ	橋本市	CC-BY	無	人口・世帯、運輸・観光、教育・文化・スポーツ・生活、社会保障・衛生、住民向け情報(暮らしの情報)	地域課題の解決、市民・民間団体等との協働の促進、行政における業務の高度化・効率化を目的として、ホームページ上で公開されている情報に加え、利用者からの要望にも対応し、オープンデータ化を進めていきます。

(出所)政府CIOポータル「オープンデータカタログサイト(DATA.GO.JP)ーオープンデータカタログサイト一覧」を元に作成

■ Ⅳ.自治体アンケート調査結果

1.調査結果

調査概要

■調査テーマ オープンデータの取組状況に関するアンケート

■調査対象 全都道府県及び市区町村(1,788団体)

■調査実施期間 平成28年12月9日 ~ 平成28年12月27日

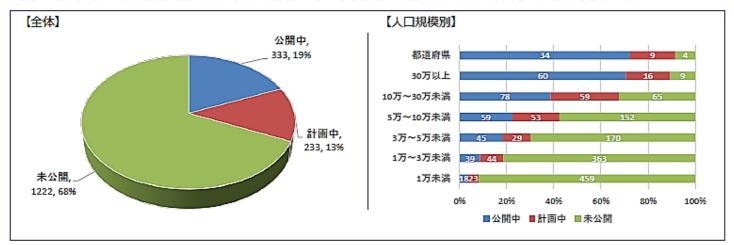
■総回答数 1,788団体(回収率100%)

■調査方法 調査・紹介(一斉調査)システムにてアンケート作成、回答(選択式、自由記述から構成)

■実施主体 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室

■オープンデータの公開状況

オープンデータの公開状況は、公開中が333自治体(19%)(※)、計画中が233自治体(13%)、未公開が1222自治体(68%)となった。また、人口規模別では自治体の人口規模が大きくなるほど、取組自治体の割合が大きくなる傾向となった。



※自治体の申告によるものであり、利用規約が示されていないなど、IT室調べでは「取組済」と整理されないものも含まれる。 (現在、各自治体に改善を依頼中)

(出所) 内閣官房情報通信技術(IT) 総合戦略室
「オープンデータを巡る最近の動き・【オープンデータ2.0】の進捗状況 | (平成29年2月16日) より抜粋

Ⅳ.自治体アンケート調査結果

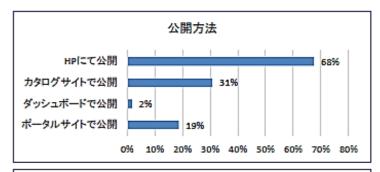
- ■オープンデータの公開方法(回答数:354)
- o HPで公開 (239団体、63%)
- o カタログサイトで公開(109団体、31%)
- o ポータルサイトで公開(66団体、19%)
- o ダッシュボードで公開(6団体、2%)
- ■公開しているオープンデータの分野(回答団体数:355)
- ① 基礎的な統計情報 (人口、産業等) (72%)
- ② 防災分野の各種情報(66%)
- ③ 公共施設の位置やサービスに関する情報(59%)
- ④ 健康づくり、医療福祉に関する情報(38%)
- ⑤ 観光に関する情報(37%)

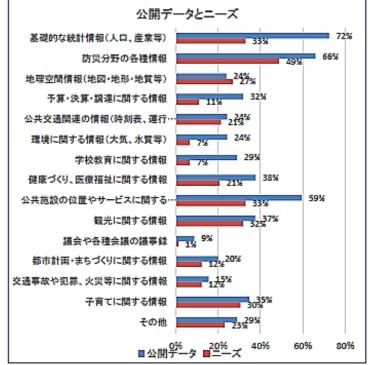
以下、子育てに関する情報 (35%)、予算・決算・調達に関する情報 (32%)、学校教育に関する情報 (29%) と続く。

- ※カッコ内は公開しているオープンデータの分野について回答した団体数に対する 回答割合
- ■オープンデータ公開のニーズ (回答団体数:164)
- 防災分野の各種情報(49%)
- ② 基礎的な統計情報(人口、産業等)(33%)
- ③ 公共施設の位置やサービスに関する情報(33%)
- ④ 観光に関する情報 (32%)
- ⑤ 子育てに関する情報 (30%)

以下、地理空間情報(地図・地形・地質等)(27%)、公共交通関連の 情報(時刻表、運行状況等)(21%)、健康づくり、医療福祉に関する情 報(21%)と続く。

※カッコ内は公開しているニーズ確認の取組を行った団体のうち、ニーズの高かった分野について回答した団体数に対する回答割合





(出所) 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室 「オープンデータを巡る最近の動き・【オープンデータ2.0】の進捗状況」(平成29年2月16日)より抜粋

- ■オープンデータに取組むにあたっての課題・問題点
- ① オープンデータの効果・メリット・ニーズが不明確(62%)
- ② オープンデータを担当する人的リソースがない(48%)
- ③ オープンデータにどう取組んで良いか分からない(40%)
- ④ 統括する部門がない(26%)
- ⑤ オープンデータとして出すデータと出さないデータの仕訳、判断が できない(24%)

以下、予算がない(24%)、セキュリティ権利関係が不明確(20%)、 業務量の増加が予想されるため、導入できていない(20%)と続く。

※カッコ内はオープンデータに取組むにあたっての課題・問題点について回答 した団体数に対する回答割合

■人口規模別と課題の関連性

o人口規模によらず、「オープンデータの効果・メリット・ニーズが不明確」 の割合が高い。

(都道府県:74%、30万以上:79%、10万~30万未満:68%、

5万~10万未満:68%、3万~5万未満:65%、1万~3万未満:

59%、1万未満:55%)

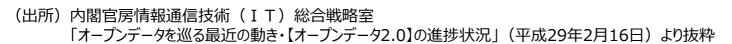
o人口規模が小さいほど、「オープンデータにどう取り組んで良いか分から ない」の割合が高くなる。

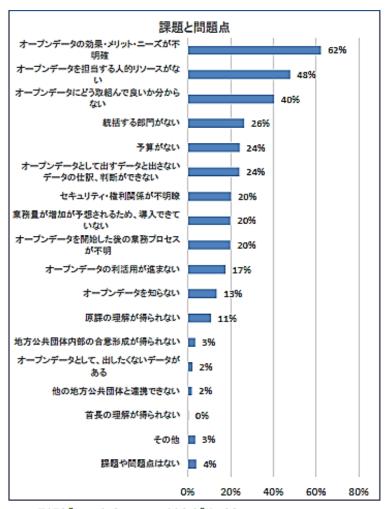
(都道府県:13%、30万以上:12%、10万~30万未満:24%、

5万~10万未満:32%、3万~5万未満:39%、1万~3万未満:

49%、1万未満:51%)

o人口規模が大きくなるほど、「オープンデータの利活用が進まない」、「原課の理解が得られない」の割合が高くなる。 (都道府県及び30万以上の団体では、「オープンデータの利活用が進まない」が51%、「原課の理解が得られない」 が55%で、「オープンデータの効果・メリット・ニーズが不明確」に次いで多くなっている。)





- ■オープンデータに取組むにあたり必要と考える支援
- ① 手順等をまとめたガイドラインの整備(44%)
- ② 交付金 (29%)
- ③ 先進的な活用事例の公開(28%)
- ④ オープンデータの作成・公開の作業支援(24%)
- ⑤ オープンデータの作成・公開の作業支援ツール提供(21%)

以下、オープンデータとして公開する際の標準的なデータセット一覧・ 粒度・期間を策定(21%)、オープンデータのセミナー・ワークショップ 開催(20%)、低価格の導入パッケージ提供(17%)と続く。

※カッコ内はオープンデータに取組むにあたり、必要と考える支援について 回答した団体数に対する回答割合

- ■人口規模別と必要な支援策の関連性
- o人口規模によらず、「手順等をまとめたガイドラインの整備」や「先進的 な活用事例の公開」の割合が高い。
- o人口規模が小さいほど、「交付金」や「低価格の導入パッケージ提供」 など主に金銭面での支援に関する割合が高くなる。

「交付金」(都道府県:17%、30万以上:32%、10万~30万未満:46%、 5万~10万未満:50%、3万~5万未満:47%、1万~3万未満:41%、 1万未満:45%)

「低価格のパッケージ提供」(都道府県:17%、30万以上:32%、 10万〜30万未満:46%、5万〜10万未満:50%、3万〜5万未満:47%、 1万〜3万未満:41%、1万未満:45%)

o人口規模が大きくなるほど、「オープンデータとして公開する際の標準的なデータセット一覧・粒度・期間を策定」や「APIの共通化」といった国や自治体間での標準化に関する割合が高くなる。

必要な支援 手順等をまとめたガイドラインの整備 交付金 29% 先進的な活用事例の公開 オープンデータ作成・公開の作業支援 24% オープンデータ作成・公開の作業支援 21% ツール提供 ・プンデータとして公開する際の標準 21% 的なデータセット一覧・粒度・期間を策定 オープンデータのセミナー・ワークショップ 20% 低価格の導入パッケージ提供 17% 利活用計画コンサルティング 国民の理解促進 | 9% システム導入に関するコンサルティング 他の地方公共団体との連携支援 8% 関係者の説得支援 ■ 5% APIの共通化 **■ 4%** アイディアソン・ハッカソン等の開催 1% アプリコンテストの開催 0% その他 📘 3%

「オープンデータとして公開する際の標準的なデータセット一覧・粒度・期間を策定」 (都道府県:17%、30万以上:32%、10万~30万未満:46%、5万~10万未満:50%、3万~5万未満:47%、1万~3万未満:41%、1万未満:45%)

(出所) 内閣官房情報通信技術(IT) 総合戦略室
「オープンデータを巡る最近の動き・【オープンデータ2.0】の進捗状況」(平成29年2月16日) より抜粋

【ODの効果・メリット・ニーズが不明確】

- 費用対効果が不明確
- ・現時点で住民や団体から<u>開示を求められているデータや場面もない</u>ため、業務として行うことのメリットも感じていない
- ・インターネット上にある情報や各種メールサービスで類似した恩恵を受けている等の理由により、新たな取り組みの必要性を感じない
- ・オープンデータの成果として紹介されているアプリ等あるが、本当に利用者が求めているアプリなのか甚だ疑問であるものが多い。
- ・離島の場合、必要性が感じられない。

【データフォーマット、データセット、手順等の統一・標準化】

- ・それぞれの市町村によって公開データのフォーマットが統一されていないため本来の意味での活用がされているのか疑問
- ・団体間で提供データの項目、作成時期、精度に差があるようでは、民間データ活用も進まないので、意味のあるデータ公開を 進めるなら、全国統一基準を定め公開する必要がある

【上位組織(県・国)による取りまとめ】

- ・オープンデータの公開に当たっては、<u>自治体ごとに温度差</u>があり、国において公開を呼びかけているだけでは公開は進まない。 都道府県レベル、市町村レベルで公開すべきデータを標準化し、各地方自治体が共通のカタログサイトで公開するなど、 公開を進める仕組みが必要。
- ・同一都道府県内の市町村に対し、<u>都道府県が、最低限これだけのセットは出すべき、という方針を定め</u>、都道府県全体のデータ取得ができるようになれば、リサーチする民間側も使いでがあるのではないか。
- ・オープンデータ イズ デフォルト を原則として、自治体情報は「公開しなければならない」ことにしてほしい。

【広域連携の必要性】

- 近隣市区町村とも同一のカタログサイト等で公開できる等の利便性向上が必要。都道府県単位でカタログサイトを整備し、市区町村はそこに公開できるといった仕組みがあると利用者としては活用しやすい。
 都道府県単位程度で共同利用形態を取れれば、更に統一的なオープンデータの普及が進む。
- ・市町村の取り組みはもとより、県が主体となった広域的なオープンデータの提供・公開について進める必要がある
- ・<u>複数の地方公共団体で同じデータを同じ形式で公開するとかなりの効果</u>があるのではないか。特定の種類のデータについて、 国が定めた様式での公開を義務化するのはどうでしょうか。
- (出所) 内閣官房情報通信技術(IT) 総合戦略室
 「オープンデータを巡る最近の動き・【オープンデータ2.0】の進捗状況 | (平成29年2月16日) より抜粋

- ○自治体アンケート調査と合わせ、各地域におけるオープンデータ活用事例の調査を実施。
- ○<u>地域における様々な情報を提供</u>するアプリケーションや<u>位置情報を持つ様々な情報を地図上に表示</u>する アプリケーションなど94件(事例の重複含む)
- ○「5374」や「税金はどこへ行った」、「マイ広報紙」など<u>複数の自治体で展開・導入されてている事例</u>もあり。
- ○調査した事例のうち、地域課題の解決に資する事例等、好事例については「オープンデータ100」として公開し、活用事例の横展開を図る。
- ■調査した事例:94件(重複:9事例、36件)

分類	事例数(重複数)	主な事例(概要)
防災・減災	18 (8)	避難所や消火栓等の情報を地図上に表示するアプリ など
暮らし(生活・環境)	15 (9)	地域におけるごみの分別情報を提供するアプリ 暮らしに関わる施設の情報を地図上に表示するアプリ など
観光・交通	12 (0)	観光地の紹介やルート案内、地域のイベント情報等を提供するアプリ など
広報	11 (8)	地域の広報紙等を公開するアプリ など
医療・福祉	6 (0)	AED設置場所や医療・福祉施設等の情報を地図上に表示するアプリ など
子育て	5 (0)	地域における子育で情報を提供するアプリ など
その他	27 (11)	地域に関する各種情報を統合的に提供するポータルアプリ 地域に関する各種情報を地図上に表示するアプリ など

(出所) 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室 「オープンデータを巡る最近の動き・【オープンデータ2.0】の進捗状況」(平成29年2月16日)より抜粋

Ⅳ.自治体アンケート調査結果(まとめ)

- 2.まとめ ※2016年12月調査時点
- ■オープンデータの公開状況
 - ·公開中 333自治体(19%)、計画中 233自治体(13%)、未公開 1,222自治体(68%)
 - ・人口規模別では自治体の人口規模が大きくなるほど、取組自治体の割合が大きくなる傾向となった。
- ■オープンデータの公開方法(回答数:354)
- ①HPで公開(239団体、63%)
- ②カタログサイトで公開(109団体、31%)
- ③ポータルサイトで公開(66団体、19%)
- ④ ダッシュボードで公開 (6団体、2%)
- ■公開しているオープンデータの分野(回答団体数:355)
- ①基礎的な統計情報(人口、産業等)(72%)
- ②防災分野の各種情報(66%)
- ③公共施設の位置やサービスに関する情報(59%)
- ④健康づくり、医療福祉に関する情報(38%)
- ⑤観光に関する情報(37%) 以下、子育てに関する情報(35%)、予算・決算・調達に関する情報(32%)、学校教育に関する情報(29%)と続く。
- ■オープンデータに取組むにあたっての課題・問題点
- ①オープンデータの効果・メリット・ニーズが不明確(62%)
- ②オープンデータを担当する人的リソースがない(48%)
- ③オープンデータにどう取組んで良いか分からない(40%)
- ④統括する部門がない(26%)
- ⑤オープンデータとして出すデータと出さないデータの仕訳、判断ができない(24%) 以下、予算がない(24%)、セキュリティ権利関係が不明確(20%)、業務量の増加が予想されるため導入できていない(20%)と続く。

V.民間団体における取組事例

V.民間団体における取組事例

地方公共団体が公開するデータを利活用したアイデアソンやハッカソンの開催が、住民参加型による新たな政策形成につながりつつある。これは 「市民の声を政策に反映する」オープンガバメントの実験であり、その成果次第では全国の地方公共団体への展開が期待される。

■ Where Does My Money Go? (税金はどこへ行った)

2004年に設立されたオープンデータを推進する世界有数の非営利団体Open Knowledge Foundation(OKFN)が取組む代表的なプロジェクトで、地方公共団体のオープンデータを加工し、当該地方公共団体の支出状況を可視化するものである。これによって、住民が納めた税金が1日あたりどのように使われているか、税金が支える公共サービスの受益と負担の関係を理解できる仕組みとなっている。



出所:総務省HP「オープンデータ戦略の推進」-「地方公共団体・海外における取組」-

「地方公共団体・民間における取組事例(平成26年版情報通信白書)」を元に作成

出典: Where Does My Money Go? (税金はどこへ行った?) (http://nagareyama.spending.jp/)

V.民間団体における取組事例

■ Open Knowledge Foundation Japan(OKFJ)(オープンナレッジファウンデーションジャパン)

OKFNの地域グループの1つとして、2016年7月に設立された非営利団体である。

政府が保有するデータをはじめとする多様なデータの生成・公開・利用を支援しており、データの活用を通じて人の行動やシステムの挙動がより洗練され、経済、生活、学術研究、民主主義等の質が向上した社会の実現に貢献することを目的としている。

具体的な活動としては、オープンデータに関係する者が議論できるような場の構築、International Open Data Day in Japanなど関連イベントの開催・支援、参加者の要望をとりまとめた意見表明や提言の発信などである。



■ Code for Japan (コードフォージャパン)

米国で2009年にオープンデータなどを活用した市民による行政向けWebサービスを開発するプロジェクトCode for Americaが始まったが、その取組みは世界各地に波及している。

日本では2017年11月に市民参加型のコミュニティ運営を通じて、地域の課題を解決するためのアイデアを考え、テクノロジーを活用して公共サービスの開発や運営を支援していく非営利団体としてCode for Japanが設立された。



出所:総務省HP「オープンデータ戦略の推進」-「地方公共団体・海外における取組」-

「地方公共団体・民間における取組事例(平成26年版情報通信白書)」を元に作成

出典: Open Knowledge Foundation Japan (http://okfn.jp/)

Code for Japan (https://www.code4japan.org/)

VI.精華町における これまでの取組み

VI.精華町における これまでの取組み

2004年(平成16年)10月 精華町情報化基本計画検討懇話会 設置

懇話会 4回開催、提言書の取りまとめ (~2005年(平成17年)02月)

2005年(平成17年)09月 精華町情報化基本計画 策定

くめざすべき情報都市像> 人とひと 人とまちを 情報の輪で支えあう 豊かなまち せいか

<3つの目標>

1.住民の生命・人権を守り、生活の質向上に資する情報化の推進

2.IT最先端都市の実現と活力ある情報社会の形成

3.誰もが容易に利用できるユビキタス環境とコミュニティづくり

<重点的な取り組み>

1.安全・安心システムの構築

2.知の集積・ネットワークと産業の活性化

3.デジタルデバイド解消と地域情報化によるコミュニティ醸成

2010年(平成22年)09月 精華町情報化基本計画検討懇話会 設置

懇話会 8回開催、提言書の取りまとめ (~2012年(平成24年)07月)

2012年(平成24年)12月 第二次精華町情報化基本計画 策定

<計画期間> 2012年(平成24年)~2022年(平成34年)の10年間

<基本理念> 情報が伝わる 心がかよう ひとがつながるまち せいか

<主要目標>

1.ICTによる安全・安心なまち

2.誰もが情報化の利便性を実感できるまち

3.ICTですべての人がつながるまち

(出所) 精華町ホームページ [各課の窓口 - 情報政策係 - 情報化基本計画 を元に作成

VI.精華町における これまでの取組み

第2次精華町情報化基本計画では、基本理念の実現のための この目標の達成に向け、様々な取り組みを行っていきます。

基本理念

心かかよう

せいか

平常時における安全・安心情報発信の充実 災害時などにおける緊急情報システムの構築



計画実現の方策

情報化施策の実施に当たっては、 以下の各項目を重点的に推進することにより、 基本理念及び目標の実現を目指します。

> (詳細は、第2次情報化基本計画本編 第5章を参照・・・34ページ)

1. 住民や様々な団体との協働による推進体制の整備 庁内の推進体制の整備

地域コミュニティの情報化支援

2. 行政事務における情報化の推進 行政事務の効率化の推進 災害発生時に備えた業務体制の確立 他団体との情報システムの共同運用、共同調達の推進 職員の情報リテラシーの向上

計画の進捗管理

3. 情報化に伴う諸謀題への対応

情報選者への対応

個人情報の保護 セキュリティ対策 知的財産権の保護



2。離せが情報化の

利便性を実感できるまち

社会的課題の解決に向けたICTの活用

行政とまちの情報発信の充実

教育・文化分野の情報化

役場のサービスと情報化

産業の情報化

3.10T@

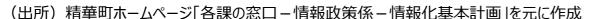
すべての人がつながるまち

すべての人に行き届く情報受発信のために 地域コミュニティの情報化支援、関係強化 情報格差 (デジタルデバイド)の解消



●本規密機中に認能しています「第2次情報化基本計算本属」は、機器制度要認いで訂立設置感じ設置できるほか、検禁官ホームページでも公開しています。





精華町におけるオープンデータ化の進め方について

オープンデータ化を進める過程において、最初に行うことは、取組意義、基本原則、推進体制、公開方法等を明確化した「指針」の策定である。そのためには、懇話会や調査研究会等を設置し、先行する自治体のオープンデータ公開事例も参考にして議論を深めていくことが望ましい。

前述のとおり、政府の「電子行政オープンデータ戦略」ではオープンデータ公開に際し、次の4原則が示されている。

- ①積極的に公共データを公開すること
- ②機械判読可能な形式で公開すること
- ③営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること
- ④取組み可能な公共データから速やかに公開などの具体的な取組みに着手し、成果を確実に蓄積すること

よって、これらの4原則を基にオープンデータの公開方法の検討を行う必要がある。

ここでは、先行する京都市の事例を参考とする。

京都市は、オープンデータ推進の基本的な考え方を、「京都市オープンデータ推進ガイドライン」(2016年9月策定)としてまとめており、推進のための基本原則は、以下のとおり、オープンデータ公開の4原則を踏まえたものとなっている。

- ○推進のための基本原則(京都市)
- (1) 本市が保有するデータは、個人情報を除き、積極的にオープンデータとして公開する。
- (2) 市民、大学、市内中小企業等が利用しやすいデータ形式で公開する。
- (3) 営利目的かどうかを問わず活用を促進する。
- (4) 費用対効果等について十分考慮し、効率的に取組を進める。

(出所) 京都市オープンデータポータルサイト「京都市オープンデータ推進ガイドライン」を元に作成

また、京都市は、同ガイドラインで以下の公開原則を掲げている。

- ○市民等が利用しやすいデータ活用環境の整備(京都市)
- (1) オープンデータポータルサイトの整備 ⇒京都市オープンデータポータルサイト「KYOTO OPEN DATA |を開設
- (2) 迅速かつ効率的に公開できる機能の導入
- (3) 利用促進に繋がる公開ルールの明確化 ⇒「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」を導入し、可能な限り広く二次利用を認めている
- (4)機械判読に適したデータ形式での公開
- (5) 周辺自治体との連携

(出所) 京都市オープンデータポータルサイト 「京都市オープンデータ推進ガイドライン」を元に作成

先行事例を参考にしながらも、先行自治体と精華町では体制面・予算面が異なるため、必ずしも同様に取組めるものではない。まずは、無理のないところからスタートすることが重要であり、公開原則については、以下のようなスタンスで検討していけばよいと考える。

- <公開原則策定にあたっての考え方>
- ①公開しやすいデータから公開する (例…情報公開義務のあるデータ、手間をかけずに公開できるデータ、担当課が公開してもよいと直ぐに判断できるデータ 等)
- ②ニーズが高いデータは優先的に公開する (例…施設情報、利用度の高い地図情報、すでに公開されている統計情報 等)
- ③形式は機械判読可能なデータにする ※望ましいデータ形式は機械判読可能なデータ、ただし手間をかけず公開するため、"当面はデータ形式にこだわらない"という考え方もある
- ④オープンデータライセンスを導入する

<オープンデータ化に向けてのステップ>

内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室が策定した「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」の補足資料である「オープンデータをはじめよう〜地方公共団体のための最初の手引書〜」では、以下のとおりオープンデータ化の進め方が示されている。

オープンデータ化に向けた6つのステップ		備考	
STEP1	担当チームの設置	•体制整備、人材育成等	
STEP2	現状把握(データの棚卸)	 ・情報名称 ・管理担当部署 ・データの種類 ・更新周期、更新月 ・オープンデータへの対応状況(公開/非公開) ・掲載URL ・データ形式(CSV、PDF、xls、紙等) ・他者権利の有無等 	
STEP3	公開データの準備	・公開済みデータへの二次利用可能な利用ルールの適用 ・公開データの選定 ・データの作成、データの分類とタグ付け 等	
STEP4	データ公開の仕組みづくり	・データ公開サイトの方針策定・利用ルールの設定・データ公開サイトの構築等	
STEP5	データ公開	・公開の周知と利活用の促進 (アイデアソン、ハッカソン、アプリコンテスト等)	
STEP6	進捗チェック	・進捗チェックリストの作成・利用者からのフィードバック	

(出所)内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室「オープンデータをはじめよう~地方公共団体のための最初の手引書~」を元に作成

<小規模自治体における取組事例>

○福井県 永平寺町 公開データ一覧

分類	名称	概要	ダウンロードファイル	データ提供所属
安全·安心	避難所	一時避難所一覧	CSV形式:9KB	生活安全室
	避難所	広域避難所一覧	CSV形式:2KB	生活安全室
	避難所	福祉避難所一覧	CSV形式:1KB	生活安全室
	AED設置場所	AED設置場所一覧	CSV形式:6KB	消防本部
行政·生活基盤	行政	公共施設一覧	CSV形式:3KB	総務課
医療•福祉施設	福祉	福祉施設一覧	CSV形式:2KB	福祉保健課
体育·文化施設	体育	体育施設一覧	CSV形式:2KB	生涯学習課
	文化	文化施設一覧	CSV形式:2KB	生涯学習課
学校·保育	学校	小中学校一覧	CSV形式:2KB	学校教育課
	保育	幼児園、幼稚園、その他 保育施設一覧	CSV形式:4KB	子育て支援課
ごみ収集日・分別	環境	ごみ収集日一覧	CSV形式:8KB	環境衛生室
	環境	ごみ分別一覧	CSV形式:42KB	環境衛生室

本町で公開しているデータは、、クリエイティブ・コモンズ表示2.1日本ライセンスの下に提供されております。データを利用する場合には、本町のデータを利用している旨の表示をすれば、自由に利用することができます。

(詳細はサイトポリシーをご覧ください)



○福井県 永平寺町で公開されているCSVファイルの一例

【広域避難所一覧】…学校名(ふりがな)、住所、緯度、経度が公開されている

			名 称	概要	ダウンロードファイル		データ提供所属	備考
			避難所	一時避難所一覧	一時避難所(CSV形式:	экв)	生活安全室	
			避難所	広域避難所一覧	広域避難所(CSV形式:	2KB)	生活安全室	
7	A		В		С	D	E	F
1	志比北小学校	しひきたしょ・	うがっこう		吉田郡永平寺町岩野2-1	36.0959	209 136.360629	
2	永平寺生活改善センター	えいへいじせい	いかつかいぜんせん	たー	吉田郡永平寺町吉波23-10-33	36.094	993 136.361421	
3	永平寺中学校	えいへいじちょ	ゅうがっこう		吉田郡永平寺町東古市22-46	36.0987	537 136.3286631	
4	志比小学校	しひしょうが・	っこう		吉田郡永平寺町谷口1-70	36.0947	209 136.334107	
5	志比南小学校	しひみなみし。	ょうがっこう		吉田郡永平寺町市野々1-11	36.0704	932 136.3263781	
6	松岡福祉総合センター	まつおかふくし	しそうごうせんたー		吉田郡永平寺町松岡吉野堺15-44	36.0875	096 136.2975846	
7	松岡中学校	まつおかちゅ・	うがっこう		吉田郡永平寺町松岡吉野堺61-10-1	36.086	548 136.299837	
8	松岡小学校	まつおかしょ	うがっこう		吉田郡永平寺町松岡神明3-132	36.0914	093 136.3009145	
9	吉野小学校	よしのしょうた	がっこう		吉田郡永平寺町松岡吉野26-3	36.0729	887 136.2955936	
10	御陵小学校	ごりょうしょ・	うがっこう		吉田郡永平寺町松岡兼定島39-15	36.1079	765 136.2893656	
11	松岡多目的集会センター(ざおう荘)	まつおかたもの	くてきしゅうかいせ	んたー(ざおうそう)	吉田郡永平寺町松岡吉野25-18	36.0721	443 136.2961241	
12	松岡ふるさと学習館	まつおかふる。	さとがくしゅうかん	,	吉田郡永平寺町松岡松ヶ原4-803	36.0931	169 136.2876525	
13	上志比小学校	かみしひしょ・	うがっこう		吉田郡永平寺町栗往波26-15	36.071	981 136.399272	
14	上志比中学校	かみしひちゅ・	うがっこう		吉田郡永平寺町栗往波16-47	36.075	432 136.395581	
15	永平寺緑の村ふれあいセンター	えいへいじみる	どりのむらふれあい	せんたー	吉田郡永平寺町山10-1	36.091	574 136.3255331	
16	福井県立大学交流センター	ふくいけんりつ	つだいがくこうりゅ	うせんたー	吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1	36.1096	284 136.2775556	
17	福井県立大学体育館	ふくいけんりつ	つだいがくたいいく	かん	吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1	36.1096	284 136.2775556	
18								
	kouiki 🕀				: 1	:		

○福井県 池田町 公開データ一覧①

※RDFファイルとCSVファイルの両方を公開している

データ名	データ概要	ファイルダウンロード
無料駐車場	池田町内で自由に駐車できる駐車場のデータ	駐車場(RDF) 駐車場(CSV)
バス時刻表	京福バス、福鉄バス、町民バス「なかま号」の時刻表のデータ	バス時刻表(RDF) バス時刻表(CSV)
バス停	池田町内のバス停の位置情報データ	バス停(RDF) バス停(CSV)
バス路線	池田町内を走るバス路線の種類のデータ	バス路線(RDF) バス路線(CSV)
AED	池田町内のAEDのデータ	AED (RDF) AED (CSV)
自動販売機	池田町内の自動販売機(ソフトドリンク、たばこ、菓子)のデータ	自動販売機(RDF) 自動販売機(CSV)
公衆無線LAN	池田町内の無料Wifiのデータ	公衆無線LAN(RDF) 公衆無線LAN(CSV)
公共トイレ	池田町内の公衆トイレのデータ	公共トイレ (RDF) 公共トイレ (CSV)
ガソリンスタンド	池田町内のガソリンスタンドのデータ	ガソリンスタンド(RDF) ガソリンスタンド(CSV)

VII.精華町におけるオープンデータ化の進め方について

○福井県 池田町 公開データ一覧②

データ名	データ概要	ファイルダウンロード	
観光	池田町内の観光情報	観光(RDF) 観光(CSV)	
社会的要因による人口変化	池田町の転入転出等による人口の変化のデータ (2010年~ 2014年)	人口変化(RDF) 人口変化(CSV)	
人口統計男女年齢別	池田町の男女年齢別人口のデータ(2010年~2014年)	人口統計(RDF) 人口統計(CSV)	
世帯数統計	池田町の世帯数のデータ(2010年~2014年)	世帯数統計(RDF) 世帯数統計(CSV)	
避難所	池田町の避難所のデータ	避難所(RDF) 避難所(CSV)	
公共施設	池田町の公共施設のデータ	公共施設(RDF) 公共施設(CSV)	
地方自治体情報	池田町の基本データ	地方自治体情報(RDF) 地方自治体情報(CSV)	

※同町ホームページでは、上記のとおり町独自のオープンデータを掲載するほか、「福井県・県内17市町共同公開データ」へのリンク設定も行う。

福井県・県内17市町共同公開データ

県・県内17市町共同公開データ (新しいウインドウが開きます)

(出所) 池田町ホームページ 「オープンデータライブラリ」を元に作成

VII.精華町におけるオープンデータ化の進め方について

<精華町が現在公表しているデータについての考察>

福井県永平寺町を例にとり、同様データの精華町での公開状況を比較し検証する。

公開データ概要 (永平寺町)	公開形式 (永平寺町)	公開データ概要 (精華町)	公開内容 (精華町)	公開形式 (精華町)	
一時避難所一覧 広域避難所一覧 福祉避難所一覧	CSV形式	広域避難所 広域避難地 ヘリポート発着予定場所 災害時の避難所(協力施設) 交番所在地 等	名称 所在地 電話番号	PDF形式 ※公式ウェブサイトに 「精華町防災マップ」、 「精華町地震ハザードマップ」 として掲載	
AED設置場所一覧	CSV形式	町内AED設置場所	名称 設置台数	※公式ウェブサイトに Google Mapのリンクを掲載	
公共施設一覧 福祉施設一覧 体育施設一覧 文化施設一覧	CSV形式	町立図書館 むくのきセンター・町内体育施設 精華町交流ホール 精華町コミュニティーホール かしのき苑(地域福祉センター) 精華町保健センター	名称 住所/アクセス/地図 館内案内 等 ※空き状況確認 ※施設仮予約 ⇒京都府・市町村共同 公共施設案内予約 システムにページ移動	※公式ウェブサイトトップページに 「まちの施設(利用予約)」 のリンクを掲載	

VII.精華町におけるオープンデータ化の進め方について

公開データ概要 (永平寺町)	公開形式 (永平寺町)	公開データ概要 (精華町)	公開内容 (精華町)	公開形式 (精華町)
小中学校一覧	CSV形式	町内小中学校一覧	名称 所在地 電話番号 ファックス番号	※公式ウェブサイトに 各学校ホームページのリンク を掲載
保育施設一覧	CSV形式	町内保育所一覧	名称 所在地 電話番号 ファックス番号	※公式ウェブサイトに 各保育所ホームページのリンク を掲載
ごみ収集日一覧ごみ分別一覧	CSV形式	ごみ収集日程表	町が収集するごみ ・分別 ・収集日 ・種類 ・出し方と注意 収集日(ごみ収集日程表) ・燃やすごみ ・収集区域割 ・燃やさないごみ ・プラスチック製容器包装 ・粗大ごみ	PDF形式 ※公式ウェブサイトに 「平成29年度ごみ収集 日程表」として掲載

福井県永平寺町でオープンデータとして公開されている情報と同等の情報は、既に精華町の公式ウェブサイトでもすべて公開されている。まずは、これら公開済み情報を二次利用しやすい「CSV形式」で作成し、公式ウェブサイト内で公開するといった方法が考えられる。 (できれば専用ページを作成することが望ましい。)

Ⅷ.精華町におけるオープンデータ化の進め方について(まとめ)

<精華町におけるオープンデータ公開にあたっての考え方(まとめ)>

オープンデータ公開の4原則と国のガイドラインを参考に、精華町におけるオープンデータ公開にあたっての考え方を整理すると以下のとおり。

(1)公開しやすいデータから公開する

- ・情報公開義務のあるデータ
- ・個人属性のないデータ、非機密データ、町が著作権を保有しているデータ(または、著作権が存在していないデータ)
- ・手間をかけずに公開できるデータ、担当課が公開してもよいと直ぐに判断できるデータ
- ・既にホームページで公開している情報 等

このように予め準備の必要がないデータから先に公開を進める。ホームページ上に公開しているデータは既に整理がされているため、オープンデータとして公開を進めることが望ましい。また、個人情報については個人を特定できるものを除去して公開する必要がある。

(2)元データを同時に公開する

精華町のホームページでは、統計情報や避難所情報(精華町地震ハザードマップ)のようにPDF形式で公開されているものがほとんどであることから、これら作成の元となったデータを公開する形を検討する必要がある。

(3)機械判読可能なデータ形式で公開する

当面はデータ形式についてこだわらないという考え方もあるが、データを利活用した解析や分析、またアプリケーションを開発することまで考えると、 機械判読可能なデータ形式での公開が望ましい。特に避難所などの場合は、機械判読に適した形での位置情報の公開が必要となる。

(4)オープンデータのライセンスを表記する

公開されたデータを自由に加工、利用してもらうために、使用許諾の条件(ライセンス)を表記する。ほとんどのデータで「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」が導入されている。

※将来的には専用サイトの構築の検討も必要であるが、福井県内の2町の事例のように、町のホームページ内で「オープンデータ」として整理していくことから始めていくことが現実的である。

京都RESAS事業とは

国が提供するRESAS(地域経済分析システム※)や京都市等が持つデータと連携させながら、京都府の統計データ等のオープンデータ化を進めるとともに、多様な主体との連携・協働により、データを活用した課題解決の取組みを進める「スマート京都づくり」を実現するための事業。

事業内容

(1) オープンデータ構築事業

インターネット上で京都府に関するオープンデータなど、府全体の情報を誰でもワンストップで見ることができ、容易にデータ分析をすることのできるサイト「京都データストア」を構築

(2) オープンデータ活用事業

「京都データストア」を活用し、地域課題の解決に向けた取組みを推進

- ・行政と民間の協働により、新たな行政サービスやアプリを創出する地域課題解決コンテスト、ワークショップの開催
- ・京都府データサイエンティスト(仮称)の育成

※RESAS(リーサス、地域経済分析システム)

- ・産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集約し、地図やグラフを用いて表示するサイト
- ・地方創生の様々な取組みを情報面から支援するために、経済産業省と内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部事務局)が提供している



(出所) 京都府ホームページ「明日の京都 京都府施策ナビ-京都RESAS事業費」、まち・ひと・しごと創生本部「RESAS(地域経済 分析システム)」を元に作成

スマート京都の推進

新しいICTを活用し、地域の課題解決や未来につながる価値を生み出す京都



府全域での活動を展開

多様な地域特性に応じた課題解決を推進

平成29年度は、府内各地域が、データ・IoTを活用した課題解決を知る年に



主な取組	連携	時期	地域
Field Hack YOSANO	協力	6~7月	与謝野町
オープンデータソン in 宇治	後援	6/18~ 計4回	宇治市
地域創生ビッグデータWEEK in 京都	後援	7~8月	精華町
共創ラボ「IoTサロン」	共催	8~11月	京都市
地方創生アイデアソン in 相楽東部	共催	9/23,24 11/18	和東町
COG2017、UDCへの参加	後援	9月~	京都市
RESASハッカソン in 京都	協力	12/9,10	全域

データとアクションのプラットフォーム

スマート京都の推進に向けた京都府の取り組み

データ・プラットフォーム

KYOTO DATASTORE

見て・知って・一緒に課題解決を考える基盤

国が提供するRESAS(地域経済分析システム)や府内 市町村等が持つデータとも連携させながら、府の統計 データ等のオープンデータ化を進める

RYOTO DATASTORE 京都データストア

平成29年8月31日オープン

アクション・プラットフォーム

共創ラボ CO-LAB Kyoto

多様な主体による共創の基盤

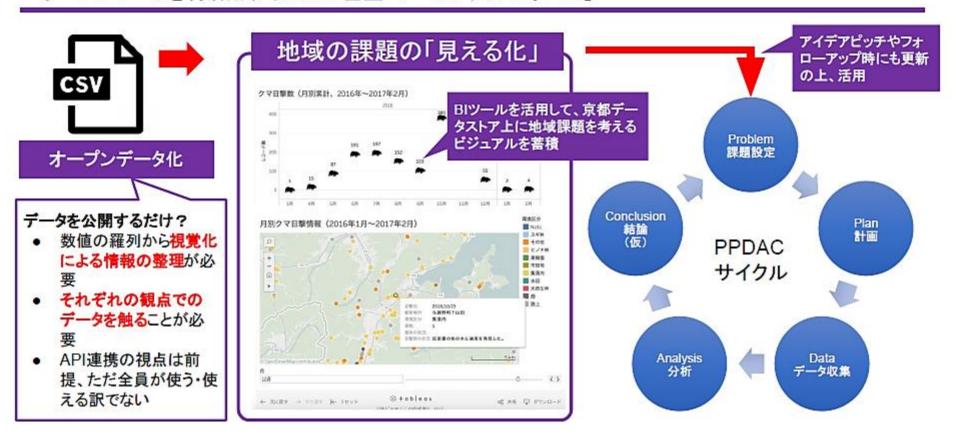
- (1)アイデアソン等の開催を通じた技術と各地域における課題のマッチング
- (2)アイデアソン等開催への協力

【参画メンバー】公民連携組織として発足

- ・地域有志グループ
- ・場づくり団体 ファシリテーション・コワーキングスペース
- ・シビックテック活動
- 行政(京都府·京都市)

京都データストア

オープンデータを利活用するための基盤「データプラットフォーム」



(出所) 京都府提供資料を元に作成

京都データストア

オープンデータを利活用するための基盤「データプラットフォーム」

オープンデータの連携



- RESAS
- 国土数值情報

可視化



- 観光資源の所在
- 府内の鉄道乗降客数

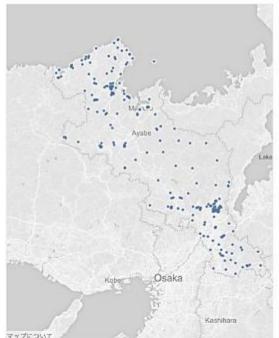
地域課題の見える化

北部の観光資源 を、もっと知っても らいたい 点在する中部の観 光資源をどう連携 させる?

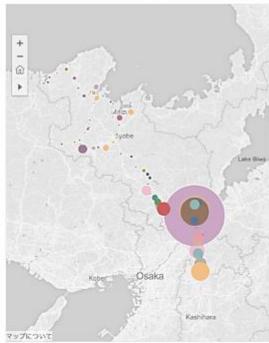
京都駅に来た人を 府内に周遊しても らうためには?

などなど

観光資源 (RESAS-API、関西)



駅別乗降客数(国土数値情報、2015年)



「RESASハッカソン in 京都」で活用

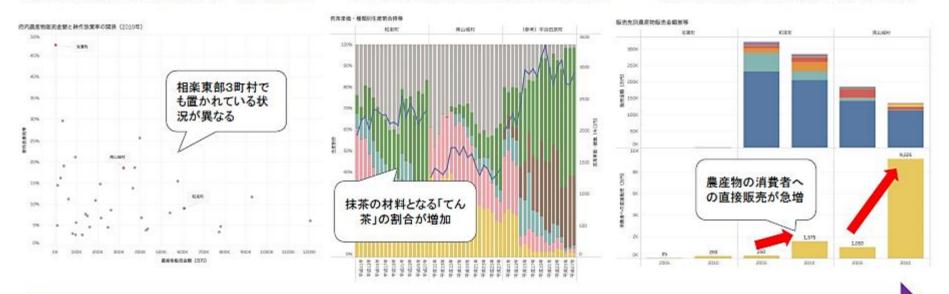
京都データストア

オープンデータを利活用するための基盤「データプラットフォーム」

【農産物販売額と耕作放棄率の関係】

【荒茶の種類別生産割合の推移】

【販売先別農産物販売額の推移】



川上から川下までの情報を直感的に理解し、地域内外の人の「なるほど」を元にした議論が可能に

「地方創生アイデアソンin相楽東部」で活用

<u>アクション・プラットフォーム</u>としての 共創ラボ・CO-LAB Kyoto

スマート京都推進宣言

- 1. 皆がデータを、できるだけ利用しやすい形でオープンにする
- 2. そこから可視化された課題を、新しい情報通信技術を活用して解決する
- 3. そのために、皆が集まってワークショップをし、持続可能な新しい課題 解決の方法を見つけ、実施する
- 4. こうした取組みを、いろいろな課題別に、いろいろな地域に広げる

新しいIoTを活用した 地域課題解決の実践

コミュニティ形成・人材 育成による持続的発展

府内全域を活動領域とする公民連携型のプラットフォームとして設立

■ 民間団体

和東未来づくりセンター、NPO法人丹波・丹後ネットワーク、京都リサーチパーク、ご近所コワーキングうじ、Impact Hub Kyoto、Home's vi、COSKYOTO

■ 大学等

福知山公立大学、NPO法人グローカル人材開発センター

- シビックテック関係団体
 - Code for Kyoto、オープンデータ京都実践会、Code for 山城、Google Developer Group京都
- 行政

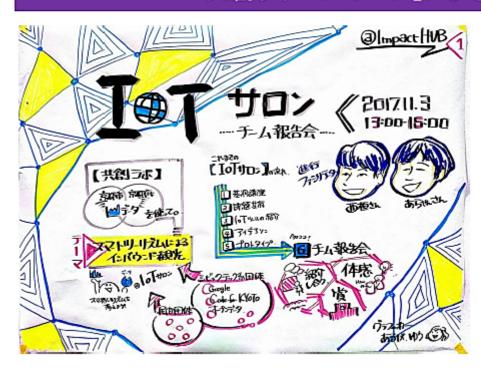
京都府、京都市

(出所) 京都府提供資料を元に作成

その地域に根ざした課題の抽出と解決が肝

地域の人と地域外の人が、現地フィールドワークとデータをベースに共創する取り組み

共創ラボ「IoTサロン」によるプロトタイプの創出



- 有名観光地に飽きた人が、自分だけの深い京都を知りたい時に、体験ができる、文化を知られる機会を持ちたい
 - →観光客と現地ガイドをつなぐサービス
- ・食事に何らかの制限(ハラル、アレルギー)がある人の店選びを簡単に
 - →AIグルメコンシェルジュ
- ・バスに乗りたい住民が乗れない時の手段を解決 →自転車のライドシェアサービス
- ・周辺地域で営業している土産店が、外国人観光客に 帰国後も商品を購入してもらえるような仕組み(越境 EC等の導入)
 - →お土産物代行サービス

その地域に根ざした課題の抽出と解決が肝

地域の人と地域外の人が、現地フィールドワークとデータをベースに共創する取り組み

地方創生アイデアソン in 相楽東部によるプロトタイプの創出





- ・茶摘みの時期の3ヶ月が特に人手不足になって 困っている。その期間限定の人材を探すのが難しい。
- →①クラウドでの人材マッチングアプリ ②SNSによる新ターゲットへのリーチ
- 農家さんが猿、猪に畑を荒らされて困っている。 収穫が減ったり、対策にお金が余計に必要となる。
 - →ドローン・センサーとAIを用いた鳥獣別の 対策 選択
- 手入れされていない農地は、災害の可能性が増 すので困っている。活用できる土地がそのままに なっていて可能性が発揮できない。
 - →農家と消費者をつなぐ作物育成アプリ

<精華町におけるRESASを活用した取組み>

平成29年6月に精華町と京都銀行との間で締結した「精華町の魅力発信パートナーシップ協定」に基づく連携事業の一環として、精華町、京都銀行、NTTドコモの主催により、「地域創生ビッグデータ WEEK in 京都」を以下のとおり開催した。

- ①地域創生ハッカソン 精華町シティプロモーション (2017年7月22日・23日) RESAS (地域経済分析システム) およびビッグデータを活用したアプリ開発コンテスト
- ②データから考える 京都のミライセミナー (2017年8月4日) ハッカソンの成果発表、RESASを用いた京都の現状解説やビッグデータの具体的な活用方法を紹介







地域創生ビッグデータ WEEK in 京都のスキーム図

主催 京都銀行 株 NTTドコモ 精華町 ・ 企画運営、関係者との調整 · 実施主体(予算) · 参加者集客 ・実施主体(予算) ・データ・ソリューション提供 精華町の魅力発信 ・地域課題の設定 ・「京都銀行賞」の表彰 ・審査 等 パートナーシップ協定 ・ハッカソンの審査員 ・参加者集客 ハッカソンで行員が、チームの ・担当者参加 等 一員として参加 ・セミナーでの講演 等 ハッカソンおよびセミナーの 連携・協力 後援名義、参加者 審査・表彰等による協力 企画運営·進行 集客による協力 後援 共催 RESASを開発 近畿経産局 NICT(国立研究開発 · RESAS普及促進 メディアラグ(株) 法人情報通信研究機構) 審査等 京都府 チームラボ(株) 協力企業 • 企画運営 ・ 地域創生事業の支援 ・ハッカソン、セミナー進行 株Stroly ·RESAS普及促進 公益財団法人 関西文化 協力企業 参加者集客 学術研究都市推進機構 表彰 (株)ウェブテクノロジ セイカクリエイト(株) 株けいはんな

地域創生ビッグデータ WEEK in 京都の成果

- ・RESASを活用した「ハッカソン」の開催は京都府内初の試み(内閣府主催「RESASハッカソン2017in京都」開催の足掛かりとなった)
- ・京都府内外の企業、研究者、学生からフリーランスといった幅広い参加者が、精華町の「シティプロモーション」について議論する機会を創出
- ・ビッグデータ等により可視化された課題に対し、学生とプロがアプリ開発による解決を模索、そのプロセスを参加者・関係者で共有
- ・メディア(2017/7/29 京都新聞・毎日新聞 朝刊等)での開催イベントの露出
- ⇒ 京都RESAS事業の先例的な取組みとなり、「スマート京都の推進」にも貢献できた

地域創生ハッカソンーシティプロモーションー



アイデア出しの様子



発表の様子



「京都銀行賞」の表彰

データから考える 京都のミライセミナー



京都銀行による講演



チームラボによるハッカソンの講評と講演

(1) オープンデータとは

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用(加工、編集、再配布等)できるよう、以下のいずれにも該当する形で公開されたデータをオープンデータと定義する。(オープンデータ基本指針より)

- ① 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- ② 機械判読に適したもの
- ③ 無償で利用できるもの
- (2) オープンデータの意義
- ①国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済の活性化
- ②行政の高度化・効率化
- ③透明性・信頼性の向上

地方公共団体においてオープンデータに取組むにあたっては、上記の意義に加え、公共データの公開と利活用により"地域の課題を解決する" という視点も重要となる。

- (3) 国におけるオープンデータの推進経過
- ・官民データ活用推進基本法(2016年12月14日公布・施行)

国、地方公共団体が保有する官民データについて、国民がインターネット等を通じて容易に利用できるよう措置を講じることを義務付け 市町村官民データ活用推進計画の策定を努力義務として規定(官民データ活用推進基本法9条3項)

・世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(2017年5月30日閣議決定) 平成32年度末(2020年度)までに、地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目標に推進

- (4) 国による地方公共団体向け取組支援(参照資料)
- ・「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」(2015年2月12日策定、2017年12月22日改定)
- ・「オープンデータをはじめよう ~地方公共団体のための最初の手引書~」(2017年12月22日改定)
- ・「データカタログサイト『DATA.GO.JP』|
- ・「オープンデータ100」(「政府CIOポータル」にて公開)
- ・「オープンデータ取組済自治体資料」(「政府CIOポータル」にて公開)
- (5) 精華町における統計・行政情報等のオープンデータ化に向けた検討
- ①精華町におけるオープンデータ化の意義
- (ア) 情報発信の一環
 - ・住民、地域企業・団体への情報発信⇒透明性・信頼性の向上
 - ・シティプロモーション 等
- (イ) 地域課題解決、経済活性化
 - ・官民が情報を共有することによる連携促進(ワークショップ等を通じた住民、地域企業・団体、教育機関、金融機関等との連携促進)
 - ・公共データを活用したアプリ開発の誘発(防災、農業、観光等)等
- (ウ) 行政の高度化・効率化
 - ・紙ベースで管理していたデータの電子化・一元管理による業務の効率化
 - ・データの相互活用による他の自治体との連携促進 等

②データ公開にあたっての基本的な考え方

(ア) 公開しやすいデータから公開する

予め準備の必要がないデータから先に公開を進める。ホームページ上に公開しているデータは既に整理がされているため、オープンデータとして 公開を進めることが望ましい。また、個人情報については個人を特定できるものを除去して公開する必要がある。

(イ) 元データを同時に公開する

精華町のホームページでは、統計情報や避難所情報(精華町地震ハザードマップ)のようにPDF形式で公開されているものがほとんどである ことから、これら作成の元となったデータを公開する形を検討する必要がある。

(ウ) 機械判読可能なデータ形式で公開する

当面はデータ形式についてこだわらないという考え方もあるが、データを利活用した解析や分析、またアプリケーションを開発することまで考えると、 機械判読可能なデータ形式での公開が望ましい。特に避難所などの場合は、機械判読に適した形での位置情報の公開が必要となる。

(エ) オープンデータのライセンスを表記する

公開されたデータを自由に加工、利用してもらうために、使用許諾の条件(ライセンス)を表記する。ほとんどのデータで「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」が導入されている。

※将来的には専用サイトの構築の検討も必要であるが、福井県内の2町の事例のように、町のホームページ内で「オープンデータ」として整理して いくことから始めていくことが現実的である。

③オープンデータ化に向けたステップ

- (ア) 体制整備
- (イ)現状把握(データの棚卸)
- (ウ) 公開データの準備 (二次利用可能な利用ルールの適用、公開データの選定、データの作成・分類 等)
- (エ) データ公開の仕組みづくり (方針策定、利用ルールの設定 等)
- (オ) データ公開(周知と利活用の促進等)
- (カ) 進捗チェック

④オープンデータ利活用の推進 ~「京都RESAS事業」との連携~

- 「京都RESAS事業」とは、国が提供するRESASや京都市等が持つデータと連携させながら、京都府の統計データ等のオープンデータ化を進めるとともに、多様な主体との連携・協働により、データを活用した課題解決の取組みを進める「スマート京都づくり」を実現するための事業。
- 京都府が構築したオープンデータを利活用するための基盤が「京都データストア」であり、2017年8月31日より稼働。
- オープンデータを活用しながら地域課題の解決に向けた取組みを推進するためのアクション・プラットフォームが、「共創ラボ CO-LAB Kyoto(コラボ京都)」であり、行政と民間が協働し、新たな行政サービスやアプリを創出する地域課題解決コンテストやワークショップを開催。

<具体的な取組実績> (平成29年度)

共創ラボ「I o T サロン」 (8~11月: 京都市) 地方創生アイデアソン in 相楽東部 (9月、11月: 和東町)

- 上記取組みに先行し、精華町では京都銀行、NTTドコモと連携し、「地域創生ビッグデータ WEEK in 京都 」を開催。(7月・8月) RESASを活用した「ハッカソン」の開催は京都府内初の試みであり、京都府内外の企業、研究者、学生からフリーランスといった幅広い参加者が集い、精華町の「シティプロモーション」について議論する機会を創出。
- 精華町独自でオープンデータを活用したワークショップ等を開催していくほか、今後は、町内の団体が主体となり、「共創ラボ」を活用したワークショップ等の開催を誘発していくことも検討。

く今後の課題>

行政主導ではなく、地域企業・団体、地域有志グループ等の自発的な活動を誘発できる仕組みづくりが必要。

以上